

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 政局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

- 北海道庁舎等管理規則の一部を改正する規則……………（総務部総務課） 208
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（医務薬務課） 208
- 北海道地方薬事審議会条例施行規則の一部を改正する規則……………（医務薬務課） 209
- 北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則（産業人材課） 209
- 家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則……………（畜産振興課） 209

告 示

- 北海道個人情報保護条例により口頭による開示請求ができる個人情報の一部改正……………（文書課） 211
- 環境影響評価に関する技術的方法等の一般的指針の一部改正……………（環境政策課） 212
- 道立自然公園の指定の解除……………（自然環境課） 212
- 国定公園に係る特別地域の指定……………（自然環境課） 212
- 国定公園に係る特別保護地区の指定……………（自然環境課） 212
- 北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例に基づく制限対象事業実施制限区域の一部改正……………（観光局） 212
- 農地法第39条第1項の規定に基づく農地中間管理権の設定に関する裁定……………（農地調整課） 213
- 農地法第41条第3項の規定に基づく所有者等を確知できない農地を利用する権利の設定に関する裁定……………（農地調整課） 214
- 土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課） 214
- 道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 214
- 土地改良法による道営換地処分……………（農業施設管理課） 214
- 特定農業用ため池の指定の解除……………（農業施設管理課） 214
- 知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 214
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 215
- 知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課） 215
- 道路の供用の開始……………（維持管理防災課） 215
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………（維持管理防災課） 215

- 土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 216
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 232
- 景観計画の変更……………（都市計画課） 257
- 特定調達契約に係る落札者等の公示……………（調達課） 257

道病院事業管理規程

- 北海道病院事業職員被服貸与規程及び北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規程の一部を改正する規程…………… 258
- 北海道道立病院局財務規程の一部を改正する規程…………… 258

道立緑ヶ丘病院告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 258

道議会告示

- 北海道議会会議規則の一部を改正する規則…………… 258

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示（4件）…………… 259
- 特定調達契約に係る資格に関する公示…………… 261
- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 262
- 特定調達契約に係る落札者等の公示（4件）…………… 264

道監査委員訓令

- 北海道監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令…………… 265
- 北海道監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令…………… 266

道監査委員告示

- 北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程…………… 267
- 北海道情報公開条例の施行に関する北海道監査委員規程の一部を改正する規程…………… 267
- 北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する北海道監査委員規程の一部を改正する規程…………… 267
- 北海道監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程…………… 267

道公安委員会規則

- 道路交通法施行細則及び道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則…………… 268

道警察本部告示

- 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部を改正する告示…………… 272
- 道路交通法施行細則実施規程等の一部を改正する規程…………… 272

規 則

北海道庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第23号

北海道庁舎等管理規則の一部を改正する規則

北海道庁舎等管理規則（昭和41年北海道規則第86号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（警備員）」に改め、同条第1項中「守衛」を「その警備を行う者（以下「警備員」という。）」に改め、同条第2項中「守衛は、別に定めるもののほか」を「警備員は」に改める。

第9条第1項各号及び第2項並びに第10条第1項中「守衛」を「警備員」に改める。

第15条第1項中「又は第13条」及び「又は行為」を削り、「これら」を「同条」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 法令（条例及び規則を含む。次項第5号において同じ。）に違反するとき。

(2) 庁舎等の用途又は目的を妨げるとき。

(3) その他庁舎等の施設又は設備の使用に支障があるとき。

第15条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 庁舎管理者は、第13条の許可の申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしてはならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 庁舎等の美観を害するおそれがあるとき。

(3) 道の業務に支障があるとき。

(4) 来庁者の迷惑となるおそれがあるとき。

(5) 特定の団体又は個人のための行為であるとき。ただし、法令の規定に基づき行われる行為に係るものであって、その行為が道の業務に支障がない範囲で行われるものであると庁舎管理者が認めるときを除く。

(6) 特定の宗教を援助し、助長する目的で行われる行為であるとき。

(7) 政治的な活動を目的として行われる行為であるとき。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的な活動を行う団体（次号において「暴力団等」という。）が関与する行為であるとき。

(9) 暴力団等の利益となり、又はなるおそれがあるとき。

(10) その他庁舎等の管理上の支障があるとき。

第15条に次の1項を加える。

4 前3項に定めるもののほか、第12条又は第13条の許可に関し必要な事項は、庁舎管理者が別に定める。

第17条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 庁舎管理者が認める場所以外において、撮影、録音その他これらに類する行為をすること。

第21条第1項第5号中「第15条第2項」を「第15条第3項」に改める。

別記第2号様式（裏）中「守衛等」を「警備員等」に改める。

別記第4号様式中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第24号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和36年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。

第14条第12号中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改め、同条第13号中「第14条第10項」を「第14条第14項」に改め、同条中第97号を第98号とし、第76号から第96号までを1号ずつ繰り下げ、同条第75号中「第78号」を「第79号」に改め、同号を同条第76号とし、同条中第74号を第75号とし、第39号から第73号までを1号ずつ繰り下げ、同条第38号中「第70条第2項」を「第70条第3項」に改め、同号を同条第39号とし、同条中第37号を第38号とし、同条第36号中「第69条第5項」を「第69条第6項」に改め、同号を同条第37号とし、同条第35号中「第69条第4項」を「第69条第5項」に改め、同号を同条第36号とし、同条第34号の次に次の1号を加える。

(35) 法第69条第4項の規定による医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品を輸入しようとする者若しくは輸入した者又は法第56条の2第1項に規定する確認の手續に係る関係者に対する報告の徴収、立入検査、質問又は収去に関すること。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。

別記第2号様式から別記第5号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第2条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

第14条第3号中「第7条第3項ただし書」を「第7条第4項ただし書」に改め、同条第

6号中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同条第8号中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同条第9号中「第13条第5項（同条第7項）を「第13条第7項（同条第9項）」に改め、同条第10号中「第13条第6項」を「第13条第8項」に改め、同条第12号中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同条第13号中「第14条第14項」を「第14条第16項」に改め、同条第21号中「第28条第3項ただし書」を「第28条第4項ただし書」に改め、同条第24号中「第35条第3項ただし書」を「第35条第4項ただし書」に改め、同条第26号中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同条第32号中「第18条第3項、第23条の2の15第3項、第23条の35第3項」を「第18条第5項、第23条の2の15第5項、第23条の35第5項」に改め、同条第34号中「薬局開設者」の次に「若しくは地域連携薬局若しくは専門医療機関連携薬局の開設者」を加え、同条第36号中「第69条第5項」を「第69条第6項」に、「第18条第3項、第23条の2の15第3項、第23条の35第3項」を「第18条第5項、第23条の2の15第5項、第23条の35第5項」に改め、同条第37号中「第69条第6項」を「第69条第7項」に改め、同条第54号中「第12条第2項」を「第12条第4項」に、「第13条第3項」を「第13条第4項」に、「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同条第55号中「第1条の4」を「第2条の2」に改め、同条第56号中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同条第57号中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改め、同条第58号中「第1条の6第3項」を「第2条の4第3項」に改め、同条第59号中「第1条の7」を「第2条の5」に改め、同条第60号中「第1条の8」を「第2条の6」に改め、同条第61号中「第2条」を「第2条の13」に改め、同条第83号を削り、同条第84号中「省令第16条第4項（省令第99条第4項、第159条の19第2項、第159条の21第2項及び第159条の22第2項並びに）」を削り、「場合を含む。）」を「改正省令第1条の規定による改正前の薬事法施行規則第16条第4項」に、「薬局開設、薬局製造販売医薬品の製造販売業又は医薬品の販売業」を「既存配置販売業者」に改め、同号を同条第83号とし、同条中第85号を削り、第86号を第84号とし、第87号から第98号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年8月1日から施行する。

北海道地方薬事審議会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第25号

北海道地方薬事審議会条例施行規則の一部を改正する規則

北海道地方薬事審議会条例施行規則（昭和37年北海道規則第55号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中第10号を第11号とし、第1号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定に関する事項

附 則

1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年4月1日から施行する。

2 令和3年4月1日から同年7月31日までの間、この規則による改正前の北海道地方薬事審議会条例施行規則第8条第1項の規定にかかわらず、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）附則第12条第8項の規定による地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定に関する事項は、北海道地方薬事審議会の第一部会の所掌事項とする。

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第26号

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則（昭和38年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式一般職場適応訓練委託契約書第10条第2項及び別記第3号様式の2職場実習委託契約書第10条第2項中「年2.6パーセント」を「年2.5パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則別記第3号様式及び別記第3号様式の2の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第27号

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

家畜改良増殖法施行細則（昭和26年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。

「第1章 総則

目次中 第2章 講習会 を 第3章 家畜人工授精 第4章 試験 」 「第1章 試験（第1条―第5条） 第2章 講習会（第6条―第12条） 第3章 家畜人工授精（第13条―第17条） に改める。 第4章 修業試験（第18条―第24条） 」 第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「北海道における家畜の改良増殖については、」を削り、「いう。）、」を「いう。）の施行については、」に、「よるほか」を「定めるもののほか」に改める。 第4条中「法」の次に「、政令」を加え、「書類は、すべて」を「書類（第9条、第22条第3項又は第24条第2項の規定により提出する書類を除く。）は、」に改める。 第6条第1項中「家畜人工授精師養成講習会」を「家畜人工授精に関する講習会」に改め、同条第2項中「本庁の掲示場への掲示その他道民に広く周知できる」を「インターネットの利用その他の適切な」に改める。 第7条を削り、第8条を第7条とする。 第9条ただし書中「ある」を「できる」に改め、同条を第8条とする。 第10条中「添附して」を「添付して」に改め、同条を第9条とし、第10条の2を第10条とする。 第11条中「講習会終了後」を「講習会の終了後、」に、「による講習会修了証」を「の修了証書」に改める。 第12条中「がある」を「ができる」に改め、同条第1号を次のように改める。 (1) 講習会の秩序を乱し、又は受講者としてふさわしくない行為をした者 第12条第2号中「省令第24条第2項に掲げる時間を修了する見込」を「受講時間が省令第24条第2項に規定する時間に達する見込み」に改める。 第13条中「第12条ただし書の規定により、」を「第12条第1項ただし書の」に改め、「家畜人工授精用精液の採取する」を削り、「次のとおり」を「年1回」に改め、各号を削る。 第15条中「次のとおり」を「種雄牛及び種雄馬にあっては等級（法第4条第3項の等級をいう。以下この条において同じ。）が特級、1級又は2級であるもの、種雄豚にあっては等級が特級、1級、2級又は級外であるもの」に改め、各号を削る。 第16条及び第17条を次のように改める。 第16条及び第17条 削除 「第4章 試験」を「第4章 修業試験」に改める。 第19条の見出しを「（修業試験の期日）」に改め、同条第1項中「試験」を「修業試験（法第16条第2項の修業試験をいう。以下同じ。）」に、「行う」を「実施する」に改め、同条第	2項を削る。 第20条中「試験を受けようとする者は、」を「修業試験は、直前に開催された」に、「修了証」を「修了証書」に、「ならない」を「、受けることができない」に改める。 第21条の見出し中「試験」を「修業試験」に改め、同条中「試験は」を「修業試験は」に、「実地試験とに分けて」を「実習試験とに区分して」に改める。 第22条の見出しを「（合格証明書の交付等）」に改め、同条第1項中「試験施行後20日」を「修業試験の実施後30日」に、「試験合格者の氏名を公表するとともに、合格者」を「修業試験の合格者」に、「合格证」を「合格証明書」に改め、同条第2項を次のように改める。 2 合格証明書の交付を受けた者は、合格証明書を汚損し、又は失ったときは、その再交付を申請することができる。 第22条に次の1項を加える。 3 前項の規定による申請は、別記第8号様式の再交付申請書を知事に提出することによってしなければならない。 第23条の見出しを「（不正行為があった場合の措置）」に改め、同条第1項中「試験」を「修業試験」に、「あった者、」を「あった者」に、「関係ある」を「関係のある」に改め、同条第2項中「交付後」を「の交付後」に改め、同項に後段として次のように加える。 この場合において、合格を無効とされた者は、直ちに交付された合格証明書を知事に返納しなければならない。 第24条第1項中「病気」を「知事は、必要と認めるときは、病気」に、「、試験」を「修業試験」に、「者は、追試験を受けること」を「者に対し、当該修業試験の追試験を実施すること」に改め、同条第2項中「により次期の試験」を「の追試験」に、「別記第8号様式による受験願書に修了証」を「別記第9号様式の追試験受験願書に修了証書」に改める。 別記第2号様式中「第10条」を「第9条」に、 「 家畜人工授精師養成講習会を受講したいので、関係書類を添えてお願いします。」 を 「 年度家畜人工授精師養成講習会（家畜の種類： ）を受講したいので、家畜改良増殖法施行細則第9条の規定により、関係書類を添えて提出します。 （日本産業規格A4）」 に改める。 別記第3号様式中「年第 回北海道家畜人工授精師養成講習会」を「年度北海道家畜人工授精師養成講習会（家畜の種類： ）」に、 「 北 海 道 知 事 団
---	--

を

北 海 道 知 事



(日本産業規格 A 4)

に改める。

別記第 5 号様式及び別記第 6 号様式を次のように改める。

別記第 5 号様式及び別記第 6 号様式 削除

別記第 7 号様式中「家畜人工授精師修業試験合格証」を「修業試験合格証明書」に、「次の」を「家畜改良増殖法第 16 条第 2 項の規定による次の」に、「第 16 条第 2 項第 2 号の家畜種類」を「家畜の種類」に、

北 海 道 知 事



を

北 海 道 知 事



(日本産業規格 A 4)

に改める。

別記第 9 号様式及び別記第 10 号様式を削る。

別記第 8 号様式中「家畜人工授精師修業試験受験願書」を「追試験受験願書」に、

家畜改良増殖法第 16 条第 2 項第 2 号に規定する修業試験を受けたいので、修了証書の写しを添えてお願いします。

を

年度家畜人工授精師養成講習会（家畜の種類： ）に係る追試験を受けたいので、家畜改良増殖法施行細則第 24 条第 2 項の規定により、修了証書の写しを添えて提出します。

(日本産業規格 A 4)

に改め、同様式を別記第 9 号様式とし、別記第 7 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 8 号様式（第 22 条関係）

修業試験合格証明書再交付申請書

年 月 日

北海道知事 様

家畜改良増殖法施行細則第 22 条第 2 項の規定により、修業試験合格証明書の再交付を申請します。

申 請 者	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	本 籍	
合 格 証 明 書	生 年 月 日	年 月 日
	番 号	
	住 所	
	氏 名	
	家畜改良増殖法第 16 条第 2 項に規定する家畜の種類	
申 請 の 理 由	交 付 年 月 日	年 月 日

(日本産業規格 A 4)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の家畜改良増殖法施行細則（以下「改正前の規則」という。）別記第 2 号様式又は別記第 8 号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の家畜改良増殖法施行細則（以下「改正後の規則」という。）別記第 2 号様式及び別記第 9 号様式の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

3 この規則の施行の際改正前の規則別記第 7 号様式の家畜人工授精師修業試験合格証で現にその効力を有するものは、改正後の規則別記第 7 号様式の修業試験合格証明書とみなす。

告

示

北海道告示第 239 号

平成 6 年北海道告示第 1479 号（北海道個人情報保護条例により口頭による開示請求ができる個人情報）の一部を次のように改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和３年３月30日		北海道知事 鈴木直道	
技能検定の項「口頭による開示請求を行うことができる場所」欄中「北海道経済部労働政策局人材育成課」を「北海道経済部労働政策局産業人材課」に改める。			
北海道告示第240号			
平成28年北海道告示第317号（環境影響評価に関する技術的方法等の一般的指針）の一部を次のように改正し、令和３年４月１日から施行する。			
令和３年３月30日		北海道知事 鈴木直道	
別冊を次のように改める。			
（別冊に係る「次のように」は、省略し、北海道環境生活部環境局環境政策課に据え置いて縦覧に供する。）			
北海道告示第241号			
昭和30年北海道告示第680号（北海道立公園指定）で行った厚岸道立自然公園の指定を解除する。			
令和３年３月30日		北海道知事 鈴木直道	
北海道告示第242号			
自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第１項の規定に基づき、厚岸霧多布昆布森国定公園の区域内に次のとおり特別地域を指定する。			
その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課及び北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。			
令和３年３月30日		北海道知事 鈴木直道	
特別地域			
釧路郡釧路町内国有林根釧西部森林管理署（釧路）7林班、9林班及び10林班の全部並びに2林班から6林班まで、8林班及び11林班から14林班までの各一部			
釧路郡釧路町大字跡永賀村、大字昆布森村及び大字仙鳳趾村の各一部			
厚岸郡厚岸町内国有林根釧西部森林管理署（釧路）201林班、202林班、210林班及び211林班の各一部			
厚岸郡厚岸町愛冠、神岩、大黒島、東梅、登喜岱及びホロニタイの全部並びに糸魚沢、大別、サッテベツ、サンヌシ、住の江、セタニウシ、筑紫恋、床潭、別寒辺牛、奔渡、末広及び若松の各一部			
		厚岸郡厚岸町内床潭沼の全部及び厚岸湖の一部、国有未開地の一部	
		厚岸郡浜中町一番沢、北の沢、霧多布湿原、鯨浜、嶮暮帰、小島、榊町西、三番沢及び二番沢の全部並びに大津屋沢、榊町、新川、新川西、湯沸、道有林、仲の浜、走古潭、浜中東、火散布、琵琶瀬、暮帰別西、暮帰別東、幌戸、奔幌戸、丸山散布、藻散布、養老散布、四番沢、六番沢及び渡散布の各一部	
		厚岸郡浜中町内火散布沼及び藻散布沼の各一部	
		川上郡標茶町字チャンベツの一部	
		これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の各一部	
北海道告示第243号			
自然公園法（昭和32年法律第161号）第21条第１項の規定に基づき、厚岸霧多布昆布森国定公園の特別地域内に次のとおり特別保護地区を指定する。			
その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課及び北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。			
令和３年３月30日		北海道知事 鈴木直道	
特別保護地区			
		厚岸郡厚岸町内国有林根釧西部森林管理署（釧路）202林班の一部	
		厚岸郡浜中町霧多布湿原の一部	
北海道告示第244号			
平成30年北海道告示第241号（北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例に基づく制限対象事業実施制限区域の指定）の一部を次のように改正し、令和３年４月１日から施行する。			
令和３年３月30日		北海道知事 鈴木直道	
１の表の函館市の項中「函館市立日新小学校」、「函館市立潮光中学校」及び「函館市立日新中学校」を削り、「函館市立五稜郭中学校」の次に「函館市立戸井学園」を加える。			
		同表の小樽市の項中「小樽市立豊倉小学校」を削る。	
		同表の室蘭市の項中「室蘭市立大沢小学校」、「室蘭市立高砂小学校」、「室蘭市立水元小学校」及び「室蘭市立知利別小学校」を削り、「室蘭市立海陽小学校」の次に「室蘭市立天神小学校」を加える。	
		同表の釧路市の項中「釧路市立阿寒湖小学校」及び「釧路市立阿寒湖中学校」を削り、「釧路市立音別中学校」の次に「釧路市立阿寒湖義務教育学校」を加える。	

同表の北見市の項中「北見市立北小学校」を削り、「北見市立上常呂小学校」の次に「北見市立相内小学校」、「北見市立上仁頃小学校」、「北見市立豊地小学校」、「北見市立三輪小学校」及び「北見市立端野小学校」を加え、「北見市立常呂小学校」の次に「北見市立錦水小学校」、「北見市立川沿小学校」、「北見市立東陵中学校」、「北見市立南中学校」、「北見市立上常呂中学校」、「北見市立相内中学校」、「北見市立端野中学校」、「北見市立留辺蘂中学校」、「北見市立常呂中学校」及び「北見市立北光中学校」を加える。

同表の苫小牧市の項中「苫小牧市立苫小牧東中学校」を削る。

同表の士別市の項中「士別市立多寄中学校」を削る。

同表の恵庭市の項中「恵庭市立和光小学校」の次に「恵庭市立松恵小学校」を加える。

同表の伊達市の項中「伊達市立伊達小学校」の次に「伊達市立有珠小学校」を加える。

2の表の網走市の項中「第二種中高層住居専用地域」を削る。

北海道告示第245号

農地法（昭和27年法律第229号）第39条第1項の規定に基づき、次の農地について、農地中間管理権の設定に関する裁定をしたので、同法第40条第1項の規定に基づき公告する。

令和3年3月30日

北海道知事 鈴木直道

1 申請に係る農地の所在、地番、地目、面積、始期、存続期間、借賃・支払の相手方及び方法及び所有者等の住所・氏名

所 在 及 び 地 番	地目	面 積 (㎡)	始 期	存続 期間	借賃・支払 の相手方及 び 方 法	所有者等の住 所 ・ 氏 名
千歳市駒里1032-28	畑	694	令和3年 4月1日	5年	819,000円 ・指定口座 へ振込	東京都調布市 国領町4丁目 13番地30 101号 吉鷹 弘蔵
千歳市駒里1032-29	畑	5,207				
千歳市駒里1032-30	畑	3,322				
千歳市駒里1839-18	畑	134,662				
千歳市駒里1839-197	畑	2,526				
千歳市駒里2223-1の内	畑	28,004				
千歳市駒里2223-3	畑	22,389				
千歳市駒里2223-4	畑	28,653				
千歳市駒里2223-5	畑	22,288				
千歳市駒里2268-5	畑	4,066				
千歳市駒里2268-6	畑	8,924				
千歳市駒里2268-9	畑	2,043				
千歳市駒里2298-17	畑	1,309				

千歳市駒里2298－18	畑	472				
千歳市駒里2298－19	畑	10,095				
千歳市駒里2298－23	畑	16,160				
千歳市駒里2268－7	畑	26,162	令和3年 4月1日	5年	130,000円 ・指定口座 へ振込	東京都調布市 国領町4丁目 13番地30 101号 吉鷹 弘蔵 (持分2/3) 苫小牧市桜木 町1丁目22番 8号 吉鷹 美枝 (持分1/3)
千歳市駒里2268－10	畑	17,791	令和3年 4月1日	5年	88,000円 ・指定口座 へ振込	東京都調布市 国領町4丁目 13番地30 101号 吉鷹 弘蔵 (持分1/2) 千歳市釜加94 番地の12 森 弥生 (持分1/2)

- 2 農地中間管理権の内容
賃借権を設定し、畑として利用
- 3 農地中間管理権が設定された農地中間管理機構
- (1) 名称
公益財団法人 北海道農業公社
- (2) 代表者氏名
理事長 竹林 孝
- (3) 所在地
札幌市中央区北5条西6丁目1番地23

北海道告示第246号

次の農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和3年3月30日

北海道知事 鈴木直道

1 農地の所在等

所在地及び地番	地目	面積（㎡）
勇払郡むかわ町和泉99番1	畑	2,006
勇払郡むかわ町和泉99番2	畑	1,829
勇払郡むかわ町和泉100番1	畑	1,258

2 農地を利用する権利の内容等

(1) 内容

利用権

(2) 始期

令和3年3月31日

(3) 存続期間

10年

(4) 借賃に相当する補償金の額

200,000円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構

(1) 名称

公益財団法人 北海道農業公社

(2) 代表者氏名

理事長 竹林 孝

(3) 所在地

札幌市中央区北5条西6丁目1番地23

4 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに札幌法務局苫小牧支局に供託する。

5 その他

農地の所有者等は札幌法務局苫小牧支局において、補償金の還付を受けることができる。

北海道告示第247号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和3年3月22日、南るもい土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年3月30日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第248号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（共栄久光地区（農業用排水施設））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道留萌振興局に備え置いて、令和3年3月31日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年3月30日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第249号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、当別町若葉南地区の換地処分をした。

令和3年3月30日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第250号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定による特定農業用ため池の指定を次のとおり解除した。

令和3年3月30日

北海道知事 鈴木直道

特定農業用ため池の名称	所在地	指定解除年月日
旭沢第2号貯水池	滝川市江部乙町3936番地2	令和3.3.12

北海道告示第251号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和3年3月30日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡安平町早来瑞穂282（次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 水源の涵養

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び安平町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第252号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和3年3月30日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林予定森林の所在場所 札幌市南区常盤443（次の図に示す部分に限る。）、444

2 指 定 の 目 的 水源の涵養

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第253号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和3年3月30日

北海道知事 鈴木直道

1 (1) 解除予定保安林の所在場所 根室市川口91の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

2 (1) 解除予定保安林の所在場所 根室市川口91の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 魚つき

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室振興局産業振興部林務課及び根室市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

北海道知事 鈴木直道

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日

道 道 大 沼 公 園 線 亀田郡七飯町字大沼町158番1地先から 令和3.3.30

北海道渡島総合振興局 同郡七飯町字上軍川154番1地先まで

函館建設管理部

道 道 苦 務 小 利 別 停 車 場 線 足寄郡陸別町字ポントシュベツ原野基線34番1地先から 令和3.3.31

北海道十勝総合振興局 同郡陸別町字利別川上92番1地先まで

帯広建設管理部

北海道告示第255号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第8項の規定により、次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和3年3月30日

北海道知事 鈴木直道

1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

千歳北信濃2（I-0-276-276）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

千歳市北信濃2（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

2 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

千歳北信濃3（Ⅰ－0－277－277）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
千歳市北信濃3（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
千歳大和3丁目1（Ⅰ－0－278－278）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
千歳市大和3丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
千歳大和3丁目2（Ⅲ－0－162－162）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
千歳市大和3丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第256号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年3月30日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ヤンベヤオマナイ川（Ⅰ－64－0300）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字船泊村字ヤンベマナイ（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
礼文江戸屋4（Ⅱ－6－136－2402）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字船泊村字ヤンベマナイ、字ベシトカリ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
江戸屋（6－47－481）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字船泊村字ヤンベマナイ、字ベシトカリ、字レタリヲタ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
礼文浜中4（Ⅰ－6－106－2441）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字船泊村字ハマナカ、字ホロナイホ、字ヲチヤラセナイ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
浜中（6－44－377）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字船泊村字ハマナカ、字ホロナイホ、字大沢、字ヲチヤラセナイ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
苗圃の沢川（Ⅰ－64－0240）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字船泊村字沼ノ沢、字ヲシヨンナイ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
礼文幌泊4（Ⅱ－6－140－2406）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字船泊村字ホロトマリ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
礼文幌泊6（Ⅱ－6－141－2407）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字船泊村字チエサントマリ、字ホロトマリ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
桜井地先（〈3〉－6－517－517－0002）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字船泊村字チエサントマリ、字ウエントマリ、字タカヤマ、字高山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
富士見団地（〈3〉－6－517－517－0003）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
白浜（6－43－376）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字船泊村字レタリヲタ、字スコトントマリ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
山本川（Ⅱ－64－0150）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字香深村字ナイヲロ（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
キトウス神社の沢川（Ⅰ－64－0140）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字香深村字ヲバシトロマナイ、字ナイヲロ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
差閉（6－42－375）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字香深村字シャクニン、チャントンス（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
堺町北沢川（Ⅲ－35－003）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
浦河郡浦河町堺町西5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
向が丘沢川（Ⅲ－35－004）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
浦河郡浦河町向が丘西5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
向が丘西沢川（Ⅲ－35－005）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
浦河郡浦河町向が丘西3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
常盤町東沢川（Ⅲ－35－009）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

浦河郡浦河町常盤町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 乳呑6号川（Ⅲ－35－014） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町東町かしわ1丁目、東町かしわ2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 かしわ東沢川（Ⅲ－35－015） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町東町うしお2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ウラリ川（Ⅱ－35－0340） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町荻伏町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 元浦河の沢川（Ⅱ－35－0350） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町荻伏町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 23(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 瑞穂一の沢川（Ⅱ－35－0360） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字瑞穂（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 24(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 下野深二の沢川（Ⅱ－35－0370）	(2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字野深（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 25(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 下野深一の沢川（Ⅱ－35－0380） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字野深（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 26(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ベッチャリ右沢川（Ⅰ－35－0400） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字野深（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 27(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 小絵笛川西沢（Ⅱ－35－0410） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字上絵笛（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 28(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 上絵笛一の沢川（Ⅱ－35－0420） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字上絵笛（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 29(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 絵笛支流2号沢川（Ⅱ－35－0440） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字上絵笛（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 30(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
--	--

絵笛二の沢川（Ⅱ－35－0450） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字絵笛（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 31(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 堺町沢川1号沢川（Ⅰ－35－0510） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字井寒台、堺町西2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 32(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 上向別の沢川（Ⅱ－35－0520） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字上向別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 33(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 北光牧場の沢（Ⅱ－35－0530） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字上向別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 34(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 メナブト川左沢川（Ⅱ－35－0540） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字上向別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 35(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 乳呑4号川（Ⅱ－35－0640） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町東町ちのみ4丁目、東町かしわ4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	36(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 乳呑4号沢川（Ⅰ－35－0650） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町東町かしわ3丁目、東町かしわ4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 37(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 乳呑川中の沢川（Ⅰ－35－0660） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町東町かしわ3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 38(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 乳呑5号沢川（Ⅰ－35－0670） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町東町かしわ3丁目、東町かしわ2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 39(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 乳呑6号沢川（Ⅱ－35－0680） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町東町かしわ2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 40(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 若林の沢川（Ⅱ－35－0700） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字月寒（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 41(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 月寒3号川南沢（Ⅰ－35－0710） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字月寒（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
---	--

土石流 42(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 幌島川（Ⅱ－35－0720） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字月寒（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 43(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 田所西の沢川（Ⅱ－35－0730） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字月寒、字白泉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 44(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 田所東の沢（Ⅱ－35－0740） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字月寒、字白泉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 45(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 大野の沢（Ⅱ－35－0750） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字白泉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 46(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 飯田の沢（Ⅰ－35－0760） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字白泉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 47(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 中野の沢（Ⅰ－35－0770） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字白泉（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 48(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 工藤の沢（Ⅰ－35－0780） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字白泉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 49(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 赤川西幌別沢（Ⅱ－35－0800） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字西幌別、字白泉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 50(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 西幌別の沢川（Ⅱ－35－0810） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字西舎（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 51(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 シマン川南丸山沢（Ⅱ－35－0820） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字上杵白、字西舎（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 52(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 田中川（Ⅱ－35－0830） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字上杵白（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 53(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ホリカンの沢（Ⅱ－35－0870） (2) 土砂災害警戒区域の表示
---	--

浦河郡浦河町字上杵臼（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 54(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 熊谷の沢（Ⅱ－35－0880） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字上杵臼（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 55(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 海辺1号川（Ⅱ－35－0890） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字杵臼（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 56(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 海辺1号川西沢（Ⅱ－35－0900） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字杵臼（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 57(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ルスナイ（3－63－208） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字野深（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 58(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 姉茶（3－64－209） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字野深、字姉茶（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 59(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 西舎(1)（3－65－210）	(2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字西舎、字上杵臼（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 60(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 西舎(2)（3－66－211） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字西舎、字上杵臼（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 61(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 西舎(3)（3－67－212） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字西舎、字上杵臼（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 62(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 絵笛(1)（3－68－213） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字井寒台（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 63(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 絵笛(2)（3－69－214） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字上絵笛（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 64(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 大絵笛（3－70－215） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字上絵笛、字上向別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 65(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
---	--

井寒台（３－７１－２１６） (2) 土砂災害警戒区域の表示 浦河郡浦河町字絵笛（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 66(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 メナシベツ沢川（Ⅱ－３４－１５８０） (2) 土砂災害警戒区域の表示 日高郡新ひだか町静内川合（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 67(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 東別四の沢川（Ⅱ－３４－１７１０） (2) 土砂災害警戒区域の表示 日高郡新ひだか町静内東別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 68(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 東別一の沢川（Ⅱ－３４－１７２０） (2) 土砂災害警戒区域の表示 日高郡新ひだか町静内東別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 69(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 シュウベツ川（Ⅱ－３４－１７３０） (2) 土砂災害警戒区域の表示 日高郡新ひだか町静内東別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 70(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 西の沢(1)（３－５２－１９７） (2) 土砂災害警戒区域の表示 日高郡新ひだか町静内農屋（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り	71(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 西の沢(2)（３－５３－１９８） (2) 土砂災害警戒区域の表示 日高郡新ひだか町静内農屋（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 72(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 西の沢(3)（３－５４－１９９） (2) 土砂災害警戒区域の表示 日高郡新ひだか町静内農屋（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 73(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 福畑(1)（３－５５－２００） (2) 土砂災害警戒区域の表示 日高郡新ひだか町三石福畑、三石富沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 74(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 福畑(2)（３－５６－２０１） (2) 土砂災害警戒区域の表示 日高郡新ひだか町三石福畑、三石富沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 75(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 福畑(3)（３－５７－２０２） (2) 土砂災害警戒区域の表示 日高郡新ひだか町三石富沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 76(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 豊岡(1)（３－５８－２０３） (2) 土砂災害警戒区域の表示 日高郡新ひだか町三石豊岡（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
--	---

地滑り 77(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 豊岡(2) (3-59-204) (2) 土砂災害警戒区域の表示 日高郡新ひだか町三石東蓬萊、三石西蓬萊 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 78(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 豊岡(3) (3-60-205) (2) 土砂災害警戒区域の表示 日高郡新ひだか町三石富沢、三石福畑 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 79(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 豊岡(4) (3-61-206) (2) 土砂災害警戒区域の表示 日高郡新ひだか町三石豊岡、三石西蓬萊、三石東蓬萊、三石蓬栄 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 80(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 川上 (3-62-207) (2) 土砂災害警戒区域の表示 日高郡新ひだか町三石川上、三石稲見 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 81(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 クマノ川 (I-62-0061) (2) 土砂災害警戒区域の表示 枝幸郡枝幸町徳志別 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 82(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 風烈布2号の沢川 (II-62-0030) (2) 土砂災害警戒区域の表示 枝幸郡枝幸町風烈布 (次の図のとおり)	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 83(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 十三線右の沢川 (II-62-0020) (2) 土砂災害警戒区域の表示 枝幸郡枝幸町上音標 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 84(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 十三線左の沢川 (II-62-0010) (2) 土砂災害警戒区域の表示 枝幸郡枝幸町上音標 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 85(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 東歌登左の沢川 (II-62-0070) (2) 土砂災害警戒区域の表示 枝幸郡枝幸町歌登東歌登 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 86(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 東歌登右の沢川 (II-62-0080) (2) 土砂災害警戒区域の表示 枝幸郡枝幸町歌登東歌登 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 87(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 般家内(2) (6-26-359) (2) 土砂災害警戒区域の表示 枝幸郡枝幸町歌登パンケナイ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 88(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 般家内(3) (6-27-360) (2) 土砂災害警戒区域の表示
---	---

枝幸郡枝幸町歌登パンケナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 89(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 西歌登沢川（Ⅱ－62－0140） (2) 土砂災害警戒区域の表示 枝幸郡枝幸町歌登西歌登（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 90(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 熊ノ川（Ⅱ－62－0130） (2) 土砂災害警戒区域の表示 枝幸郡枝幸町歌登毛登別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 91(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 上毛登別一号沢川（Ⅱ－62－0120） (2) 土砂災害警戒区域の表示 枝幸郡枝幸町歌登毛登別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 92(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 上幌別(2)（6－25－358） (2) 土砂災害警戒区域の表示 枝幸郡枝幸町歌登毛登別、歌登中央、歌登本幌別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 93(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 上幌別(3)（6－53－487） (2) 土砂災害警戒区域の表示 枝幸郡枝幸町歌登中央（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 94(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ペヤマン沢川（Ⅱ－62－0100）	(2) 土砂災害警戒区域の表示 枝幸郡枝幸町歌登中央（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 95(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 朝倉左の沢川（Ⅰ－62－0090） (2) 土砂災害警戒区域の表示 枝幸郡枝幸町歌登辺毛内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 96(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 松井ノ沢（Ⅱ－62－0060） (2) 土砂災害警戒区域の表示 枝幸郡枝幸町歌登志美宇丹（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 97(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ニタツナイ川北1の沢（Ⅱ－62－0050） (2) 土砂災害警戒区域の表示 枝幸郡枝幸町歌登大奮（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 98(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 本幌別(1)（6－32－365） (2) 土砂災害警戒区域の表示 枝幸郡枝幸町歌登本幌別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 99(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 本幌別(3)（6－34－367） (2) 土砂災害警戒区域の表示 枝幸郡枝幸町歌登本幌別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 100(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
---	---

本幌別(4) (6-35-368) (2) 土砂災害警戒区域の表示 枝幸郡枝幸町歌登本幌別 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 101(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 下幌別(3) (6-16-349) (2) 土砂災害警戒区域の表示 枝幸郡枝幸町下幌別、岡島 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 102(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 下幌別(4) (6-17-350) (2) 土砂災害警戒区域の表示 枝幸郡枝幸町下幌別、岡島 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 103(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 般家内(1) (6-18-351) (2) 土砂災害警戒区域の表示 枝幸郡枝幸町下幌別、歌登パンケナイ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 104(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 徳志別(2) (6-20-353) (2) 土砂災害警戒区域の表示 枝幸郡枝幸町徳志別、山臼 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 105(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 下幌別(1) (6-22-355) (2) 土砂災害警戒区域の表示 枝幸郡枝幸町下幌別 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り	106(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 上幌別(1) (6-28-361) (2) 土砂災害警戒区域の表示 枝幸郡枝幸町歌登西歌登、歌登パンケナイ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 107(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 辺毛内 (6-29-362) (2) 土砂災害警戒区域の表示 枝幸郡枝幸町歌登中央、歌登辺毛内 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 108(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 鈴川(2) (1-64-451) (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡喜茂別町字富士見台、字福丘、字鈴川 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 109(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 鈴川(1) (1-63-450) (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡喜茂別町字富士見台、字福丘 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 110(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 喜茂別川(2) (1-62-449) (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡喜茂別町字川上、字福島 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 111(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 喜茂別川 (1-47-112) (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡喜茂別町字川上、字福島 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
---	--

地滑り 112(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 柳川の沢川（Ⅱ－15－0210） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡喜茂別町字留産（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 113(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 浄化センターの沢川（Ⅰ－15－0220） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡喜茂別町字留産（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 114(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 喜茂別1の沢川（Ⅰ－15－0240） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡喜茂別町字喜茂別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 115(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 伏見1号の沢川（Ⅰ－15－0280） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡喜茂別町字伏見（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 116(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 伏見2号の沢川（Ⅱ－15－0290） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡喜茂別町字伏見（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 117(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 伏見3号の沢川（Ⅱ－15－0300） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡喜茂別町字伏見（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 118(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 遠藤の沢川（Ⅱ－15－0320） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡喜茂別町字福島（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 119(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 富士見台の沢川（Ⅰ－15－0340） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡喜茂別町字富士見台（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 120(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 中里1号の沢川（Ⅱ－15－0360） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡喜茂別町字鈴川、字中里（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 121(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 中里2号の沢川（Ⅱ－15－0370） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡喜茂別町字鈴川、字中里（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 122(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 内海の沢川（Ⅱ－15－0380） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡喜茂別町字中里（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 123(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 花丘の沢川（Ⅱ－15－0400） (2) 土砂災害警戒区域の表示
--	---

虻田郡喜茂別町字花丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 124(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 井元の沢川（Ⅱ－15－0410） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡喜茂別町字御園（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 125(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 製材所の沢川（Ⅱ－15－0420） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡喜茂別町字金山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 126(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 金山三号橋の沢川（Ⅱ－15－0440） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡喜茂別町字金山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 127(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 佐藤の沢川（Ⅱ－15－0450） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡喜茂別町字金山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 128(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 御園の沢川（Ⅱ－15－0470） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡喜茂別町字御園（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 129(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 尻別の沢川（Ⅱ－15－0480）	(2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡喜茂別町字尻別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 130(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 桂台の沢川（Ⅱ－15－0660） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡ニセコ町字桂台（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 131(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 神社横の沢川（Ⅱ－15－0670） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡ニセコ町字桂台（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 132(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 桂橋の沢川（Ⅱ－15－0680） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡ニセコ町字桂台（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 133(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 桂の沢川右1沢川（Ⅲ－15－011） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡ニセコ町字桂台（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 134(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 工藤橋の沢川（Ⅲ－15－013） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡ニセコ町字桂台（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 135(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
---	---

牧野地先（〈3〉－1－395－395－0001） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡ニセコ町字桂台（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 136(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 牧野地先2（〈3〉－1－395－395－0002） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡ニセコ町字桂台（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 137(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 寺の川（Ⅱ－14－0190） (2) 土砂災害警戒区域の表示 古宇郡泊村大字茅沼村、大字茅部村字臼別、字臼別山ノ上（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 138(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 小沢川（Ⅰ－14－0220） (2) 土砂災害警戒区域の表示 古宇郡泊村大字茅沼村（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 139(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 渋井川（Ⅰ－14－0230） (2) 土砂災害警戒区域の表示 古宇郡泊村大字堀株村（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 140(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 寺裏の沢（Ⅰ－14－0240） (2) 土砂災害警戒区域の表示 古宇郡泊村大字堀株村（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	141(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 玉川(2)（1－38－103） (2) 土砂災害警戒区域の表示 古宇郡泊村大字茅沼村（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 142(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 第2中ビラ川支流川（Ⅰ－14－0280） (2) 土砂災害警戒区域の表示 岩内郡共和町小沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 143(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 三田川（Ⅱ－14－0270） (2) 土砂災害警戒区域の表示 岩内郡共和町小沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 144(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 第2中ビラ川（Ⅱ－14－0290） (2) 土砂災害警戒区域の表示 岩内郡共和町小沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 145(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 シマツケナイ（1－41－106） (2) 土砂災害警戒区域の表示 岩内郡共和町国富（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 146(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ワイス（1－44－109） (2) 土砂災害警戒区域の表示 岩内郡共和町ワイス、小沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
--	--

地滑り 147(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 バンノ沢（Ⅰ－45－110） (2) 土砂災害警戒区域の表示 岩内郡共和町ワイス、小沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 148(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ヤエニシベ川（Ⅰ－59－446） (2) 土砂災害警戒区域の表示 岩内郡共和町小沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 149(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 大津の沢川（Ⅱ－15－0570） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡倶知安町字比羅夫（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 150(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 西6号の沢川（Ⅲ－15－004） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡倶知安町北7条東10丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 151(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 波多野の沢（Ⅱ－23－0680） (2) 土砂災害警戒区域の表示 茅部郡森町字上台町、字霞台（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 152(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 グリーンピアの沢（Ⅰ－23－0700） (2) 土砂災害警戒区域の表示 茅部郡森町字赤井川（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 153(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 栗ヶ丘の沢（Ⅲ－23－004） (2) 土砂災害警戒区域の表示 茅部郡森町字栗ヶ丘、字鳥崎町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 154(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 藤田横の川（Ⅱ－12－0770） (2) 土砂災害警戒区域の表示 島牧郡島牧村字原歌町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 155(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 江ノ島（Ⅰ－48－113） (2) 土砂災害警戒区域の表示 島牧郡島牧村字千走、字江ノ島（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 156(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 豊平橋（Ⅰ－49－114） (2) 土砂災害警戒区域の表示 島牧郡島牧村字豊平、字泊、字江ノ島（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 157(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 豊平（Ⅰ－51－116） (2) 土砂災害警戒区域の表示 島牧郡島牧村字泊、字豊平（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 158(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 太平川(1)（Ⅰ－53－118） (2) 土砂災害警戒区域の表示
--	---

島牧郡島牧村字太平、字軽臼岱（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 159(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 太平川(2)（1－54－119） (2) 土砂災害警戒区域の表示 島牧郡島牧村字太平、字軽臼岱（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 160(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 太平川(3)（1－55－120） (2) 土砂災害警戒区域の表示 島牧郡島牧村字太平、字軽臼岱（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 161(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 折川(1)（1－56－121） (2) 土砂災害警戒区域の表示 島牧郡島牧村字折川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 162(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 折川(2)（1－57－122） (2) 土砂災害警戒区域の表示 島牧郡島牧村字折川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 163(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 千走温泉（1－58－123） (2) 土砂災害警戒区域の表示 島牧郡島牧村字賀老、字江ノ島（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 164(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 千走(2)（1－65－452）	(2) 土砂災害警戒区域の表示 島牧郡島牧村字賀老、字江ノ島（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 165(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 島牧村－1（〈5〉－1－391－1） (2) 土砂災害警戒区域の表示 島牧郡島牧村字栄浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 166(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 厚苫1（〈3〉－1－405－405－0002） (2) 土砂災害警戒区域の表示 積丹郡積丹町大字美国町厚苫、字厚苫山、字山の上（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 167(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 沼前1（〈3〉－1－405－405－0007） (2) 土砂災害警戒区域の表示 積丹郡積丹町大字神岬町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 168(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 入舸1（〈3〉－1－405－405－0004） (2) 土砂災害警戒区域の表示 積丹郡積丹町大字入舸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 169(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 入舸2（〈3〉－1－405－405－0005） (2) 土砂災害警戒区域の表示 積丹郡積丹町大字入舸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 170(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
--	---

右 7 の沢川（Ⅱ－05－0060） (2) 土砂災害警戒区域の表示 砂川市宮城の沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 171(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 宮城右 1 号の沢川（Ⅱ－05－0070） (2) 土砂災害警戒区域の表示 砂川市宮城の沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 172(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 小室の沢川（Ⅱ－05－0080） (2) 土砂災害警戒区域の表示 砂川市宮城の沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 173(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 小林の沢川（Ⅱ－05－0090） (2) 土砂災害警戒区域の表示 砂川市宮城の沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 174(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 病院の沢川（Ⅱ－05－0100） (2) 土砂災害警戒区域の表示 砂川市宮城の沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 175(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 長尾の沢川（Ⅱ－05－0800） (2) 土砂災害警戒区域の表示 砂川市焼山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	176(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 右 1 の沢川（Ⅱ－05－0830） (2) 土砂災害警戒区域の表示 砂川市一の沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 177(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 左 2 の沢川（Ⅱ－05－0870） (2) 土砂災害警戒区域の表示 砂川市一の沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 178(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 左の沢川（Ⅱ－05－0880） (2) 土砂災害警戒区域の表示 砂川市一の沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 179(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 左 3 の沢川（Ⅱ－05－0900） (2) 土砂災害警戒区域の表示 砂川市富平（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 180(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 石山（0－74－440） (2) 土砂災害警戒区域の表示 砂川市空知太、空知太東 3 条 3 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 181(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 千歳北信濃 2（Ⅰ－0－276－276） (2) 土砂災害警戒区域の表示 千歳市桂木 4 丁目、北信濃（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
---	---

急傾斜地の崩壊 182(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 千歳北信濃3 (I-0-277-277) (2) 土砂災害警戒区域の表示 千歳市桂木4丁目、北信濃(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 183(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 千歳大和3丁目1 (I-0-278-278) (2) 土砂災害警戒区域の表示 千歳市大和3丁目、北信濃(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第257号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 令和3年3月30日 北海道知事 鈴木直道 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 梅の沢川(II-64-0290) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ヤンベマナイ、字ベシトカリ(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伏見の沢川(II-64-0280) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ベシトカリ(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文江戸屋1 (I-6-100-2435) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ヤンベマナイ(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文江戸屋2 (I-6-101-2436) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ヤンベマナイ、字レタリヲタ(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文江戸屋3 (I-6-102-2437) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ヤンベマナイ、字ベシトカリ、字レタリヲタ(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文江戸屋5 (II-6-57-1782) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ヤンベマナイ、字ベシトカリ(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
---	---

次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文江戸屋6（Ⅱ－6－58－1783） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ベシトカリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浜中の沢川（Ⅱ－64－0270） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ヲチヤラセナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 シヨナイホ川（Ⅰ－64－0260） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ヲチヤラセナイ、字シヨンナイホ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 オチャラセナイ川（Ⅱ－64－0250） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ハマナカ、字ヲチヤラセナイ、字ホロナイホ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	礼文浜中1（Ⅰ－6－103－2438） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字シヨンナイホ、字ヲチヤラセナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文浜中7（Ⅱ－6－59－1784） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ヲチヤラセナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文浜中2（Ⅰ－6－104－2439） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ヲチヤラセナイ、字シヨンナイホ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文浜中3（Ⅰ－6－105－2440） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ヲチヤラセナイ、字ハマナカ、字ホロナイホ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文浜中5（Ⅰ－6－107－2442） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
--	---

礼文郡礼文町大字船泊村字ホロナイホ、字ハマナカ、字ヲチヤラセナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文浜中 8（Ⅱ－6－60－1785） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ホロナイホ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文浜中 9（Ⅱ－6－61－1786） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ホロナイホ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文浜中 6（Ⅰ－6－108－2443） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ホロナイホ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文大備 1（Ⅰ－6－109－2444） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ホロナイホ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文大備12（Ⅲ－6－24－621） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ホロナイホ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文大備 9（Ⅱ－6－137－2403） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ホロナイホ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文大備10（Ⅱ－6－62－1787） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ウエンナイホ、字ホロナイホ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文大備11（Ⅱ－6－63－1788） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ウエンナイホ、字ホロナイホ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
---	---

- 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
礼文大備2（Ⅰ－6－110－2445）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字船泊村字ウエンナイホ、字ホロナイホ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
礼文大備13（Ⅲ－6－25－622）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字船泊村字ヲシヨンナイ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
礼文大備3（Ⅰ－6－111－2446）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字船泊村字ヲシヨンナイ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
礼文五番地1（Ⅰ－6－117－2452）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字船泊村字ベンザイトマリ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
礼文五番地2（Ⅰ－6－118－2453）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 礼文郡礼文町大字船泊村字ベンザイトマリ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
礼文五番地3（Ⅰ－6－119－2454）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字船泊村字ベンザイトマリ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
礼文五番地6（Ⅲ－6－27－624）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字船泊村字ベンザイトマリ、字ホロトマリ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
礼文幌泊3（Ⅱ－6－139－2405）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字船泊村字ホロトマリ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
礼文幌泊1（Ⅰ－6－120－2455）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字船泊村字ホロトマリ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文幌泊5（Ⅱ－6－64－1789） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字チエサントマリ、字ホロトマリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文幌泊9（Ⅲ－6－41－877） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字チエサントマリ、字ホロトマリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文幌泊2（Ⅰ－6－121－2456） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字チエサントマリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文幌泊7（Ⅱ－6－65－1790） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字タカヤマ、字チエサントマリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	礼文内路1（Ⅰ－6－132－2467） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字ナイヲロ、大字船泊村字ナイヲロ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文差閉（Ⅰ－6－153－2488） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字シャクニン、字シレトコマナイ、字チャシトンス、字フンベネフ、字ランニ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文鮑古丹1（Ⅱ－6－53－1778） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字レフタトマリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文鮑古丹2（Ⅱ－6－54－1779） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字レフタトマリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文鮑古丹3（Ⅱ－6－55－1780） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
---	---

礼文郡礼文町大字船泊村字レフタマリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文須古嶺 2（Ⅱ－6－56－1781） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字スコントマリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文須古嶺 1（Ⅰ－6－98－2433） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字スコントマリ、字スコトン、字レタリヲタ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文須古嶺 3（Ⅲ－6－20－617） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字レフタマリ、字スコントマリ、字レタリヲタ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文須古嶺 4（Ⅲ－6－21－618） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字レフタマリ、字レタリヲタ（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文白浜 1（Ⅰ－6－99－2434） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字スコントマリ、字レタリヲタ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文白浜 2（Ⅲ－6－22－619） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字レタリヲタ、字ヤンベマナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文内路 4（Ⅱ－6－97－1822） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字ナイヲロ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 49(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文内路 5（Ⅱ－6－98－1823） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字トコタン、字ナイヲロ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
--	--

次の図のとおり 50(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文内路2（Ⅰ－6－133－2468） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字トコタン（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 51(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文内路6（Ⅱ－6－99－1824） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字ヲバシトロマナイ、字トコタン（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 52(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文内路3（Ⅰ－6－134－2469） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字ヲバシトロマナイ、字ナイヲロ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 53(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文内路7（Ⅱ－6－100－1825） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字ヲバシトロマナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 54(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文内路8（Ⅱ－6－101－1826）	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字ヲバシトロマナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 55(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 乳呑西沢川（Ⅲ－35－012） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町東町ちのみ4丁目、東町かしわ4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 56(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 乳呑東沢川（Ⅲ－35－013） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町東町かしわ4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 57(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 中山の沢（Ⅰ－35－0310） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町荻伏町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 58(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 佐藤の沢（Ⅰ－35－0320） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町荻伏町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
--	--

土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 59(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 オギフシ沢川（Ⅰ－35－0330） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町荻伏町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 60(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 シュオマナイ 4 号川東沢（Ⅱ－35－0390） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町字野深（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 61(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 柏川（Ⅰ－35－0690） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町東町かしわ 1 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 62(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤川学校裏沢（Ⅱ－35－0790） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町字白泉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	63(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 学校の沢川東沢（Ⅱ－35－0840） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町字上杵臼（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 64(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 境界の沢川西沢（Ⅱ－35－0850） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町字上杵臼（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 65(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 中田の沢（Ⅱ－35－0860） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町字上杵臼（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 66(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河向が丘西 2 丁目 1（Ⅰ－3－429－2069） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町向が丘西 2 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 67(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河向が丘西 2 丁目 3（Ⅱ－3－290－1463） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
---	--

浦河郡浦河町向が丘西2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 68(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河向が丘西2丁目4（Ⅱ－3－291－1464） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町向が丘西2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 69(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河昌平町4（Ⅲ－3－76－554） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町昌平町、潮見町、大通1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 70(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河東町1（Ⅲ－3－77－555） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町東町ちのみ4丁目、東町かしわ4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 71(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河東町2（Ⅲ－3－78－556） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町東町ちのみ4丁目、東町かしわ4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 72(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河東町3（Ⅲ－3－79－557） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町東町かしわ4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 73(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河東町ちのみ2（Ⅱ－3－303－1476） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町東町ちのみ3丁目、東町ちのみ4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 74(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河東町かしわ2丁目（Ⅱ－3－305－1478） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町東町かしわ2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 75(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河東町かしわ3丁目（Ⅱ－3－306－1479） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町東町かしわ3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 76(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
--	---

浦河東町かしわ1（Ⅰ－3－446－2086） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町東町かしわ4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 77(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河東町かしわ3（Ⅰ－3－448－2088） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町東町かしわ2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 78(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河東町かしわ4（Ⅰ－3－449－2089） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町東町かしわ1丁目、東町かしわ2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 79(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河東町かしわ5（Ⅰ－3－450－2090） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町東町かしわ1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 80(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河東町かしわ6（Ⅱ－3－304－1477） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町東町かしわ3丁目、東町かしわ4丁目（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 81(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河東町うしお2丁目（Ⅰ－3－451－2091） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町東町うしお1丁目、東町うしお2丁目、東町かしわ1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 82(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河浜荻伏1（Ⅰ－3－410－2050） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町荻伏町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 83(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河浜荻伏2（Ⅰ－3－411－2051） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町荻伏町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 84(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河浜荻伏3（Ⅰ－3－412－2052） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町荻伏町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
--	---

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 85(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河堺町3 (Ⅰ-3-428-2068) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町堺町西5丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 86(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河月寒1 (Ⅰ-3-452-2092) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町字月寒 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 87(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河月寒2 (Ⅰ-3-453-2093) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町字月寒 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 88(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河月寒3 (Ⅰ-3-454-2094) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町字月寒 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 89(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	浦河月寒4 (Ⅱ-3-309-1482) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町字月寒 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 90(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河月寒5 (Ⅲ-3-80-558) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町字月寒 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 91(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河緑町2 (Ⅰ-3-539-3097) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町緑町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 92(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河緑町3 (Ⅰ-3-540-3098) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町緑町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 93(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河緑町4 (Ⅱ-3-286-1459) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町緑町 (次の図のとおり)
--	---

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 94(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河緑町 5 (Ⅱ－3－287－1460) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町緑町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 95(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河緑町 6 (Ⅱ－3－293－1466) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町緑町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 96(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河緑町 7 (Ⅱ－3－294－1467) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町緑町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 97(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河緑町 8 (Ⅱ－3－352－2381) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町緑町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 98(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河向別 1 (Ⅱ－3－292－1465) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町字向別 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 99(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河向別 2 (Ⅲ－3－75－553) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町字向別 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 100(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河上向別 (Ⅱ－3－308－1481) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町字上向別 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 101(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河白泉 (Ⅱ－3－310－1483) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町字白泉 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 102(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河杵臼 (Ⅱ－3－311－1484)
---	--

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町字杵臼（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 103(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河上杵臼（Ⅲ－3－81－559） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町字上杵臼、字西舎（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 104(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 静内真歌4（Ⅰ－3－381－2021） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町静内真歌（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 105(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 枝幸幸町（Ⅱ－6－33－1758） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 枝幸郡枝幸町幸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 106(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 枝幸北幸町（Ⅰ－6－176－3132） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 枝幸郡枝幸町北幸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 107(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 枝幸ウエンナイ1（Ⅲ－6－12－609） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 枝幸郡枝幸町北幸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 108(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 枝幸ウエンナイ2（Ⅲ－6－13－610） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 枝幸郡枝幸町新港町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 109(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 枝幸ウエンナイ3（Ⅲ－6－14－611） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 枝幸郡枝幸町南浜町、下幌別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 110(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 フーレップ二の沢川（Ⅱ－62－0040） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 枝幸郡枝幸町風烈布（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
---	---

- 111(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
ルマウシュナイ川（Ⅰ－62－0110）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
枝幸郡枝幸町歌登本幌別（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 112(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
喜茂別喜茂別2（Ⅰ－1－419－956）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡喜茂別町字喜茂別（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 113(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
喜茂別喜茂別3（Ⅰ－1－420－957）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡喜茂別町字喜茂別（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 114(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
喜茂別喜茂別4（Ⅰ－1－421－958）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡喜茂別町字喜茂別（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 115(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
喜茂別喜茂別6（Ⅰ－1－422－959）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 虻田郡喜茂別町字喜茂別、字伏見（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 116(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
喜茂別喜茂別5（Ⅱ－1－181－734）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡喜茂別町字喜茂別（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 117(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
喜茂別伏見（Ⅱ－1－182－735）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡喜茂別町字伏見（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 118(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
喜茂別栄（Ⅱ－1－183－736）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡喜茂別町字伏見（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 119(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
喜茂別福島（Ⅱ－1－184－737）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡喜茂別町字福島（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 120(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 喜茂別金山 1 (Ⅱ-1-185-738) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡喜茂別町字金山 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 121(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 喜茂別金山 2 (Ⅱ-1-186-739) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡喜茂別町字金山 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 122(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留産の沢川 (Ⅱ-15-0200) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡喜茂別町字留産 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 123(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 墓地の沢川 (Ⅰ-15-0250) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡喜茂別町字喜茂別 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 124(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	喜茂別 2 の沢川 (Ⅰ-15-0260) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡喜茂別町字喜茂別 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 125(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 真照寺の沢川 (Ⅰ-15-0270) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡喜茂別町字喜茂別、字伏見 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 126(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 金野の沢川 (Ⅱ-15-0310) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡喜茂別町字川上 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 127(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福島橋の沢川 (Ⅱ-15-0330) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡喜茂別町字福島 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 128(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三間の沢川 (Ⅱ-15-0350) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡喜茂別町字鈴川 (次の図のとおり)
---	--

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 129(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 砕石場の沢川（Ⅱ－15－0430） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡喜茂別町字金山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 130(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 渡辺の沢川（Ⅱ－15－0460） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡喜茂別町字御園（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 131(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ニセコニセコ 1（Ⅰ－1－425－962） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡ニセコ町字ニセコ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 132(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ニセコニセコ 2（Ⅰ－1－426－963） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡ニセコ町字ニセコ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 133(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ニセコ峠（Ⅲ－1－57－379） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡ニセコ町字峠（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 134(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ニセコアンベツ 1 号川（Ⅰ－15－0010） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡ニセコ町字ニセコ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 135(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ニセコアンベツ 4 号川（Ⅰ－15－0030） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡ニセコ町字ニセコ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 136(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 泊堀株村 8（Ⅰ－1－400－937） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字堀株村（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 137(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 泊堀株村 9（Ⅰ－1－401－938）
--	--

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字堀株村（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 138(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 泊堀株村11（Ⅰ－1－402－939） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字堀株村（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 139(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 泊堀株村7（Ⅱ－1－163－716） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字堀株村（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 140(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 泊堀株村10（Ⅱ－1－164－717） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字堀株村（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 141(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 泊堀株村12（Ⅱ－1－165－718） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字堀株村（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 142(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 泊堀株村13（Ⅱ－1－166－719） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字堀株村、岩内郡共和町宮丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 143(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 泊堀株村14（Ⅱ－1－167－720） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字堀株村、岩内郡共和町宮丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 144(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 泊興志内村3（Ⅱ－1－143－696） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字興志内村、大字興志内村字茂岩（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 145(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 泊興志内村5－1（Ⅰ－1－374－911－1） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字興志内村、字梅田沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
--	--

- 146(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
共和西老古美（Ⅲ－１－４４－３６６）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
岩内郡共和町老古美、前田（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 147(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
共和国富６（Ⅲ－１－４５－３６７）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
岩内郡共和町国富（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 148(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
共和国富７（Ⅲ－１－４６－３６８）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
岩内郡共和町国富（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 149(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
共和小沢（Ⅲ－１－４７－３６９）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
岩内郡共和町国富、小沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 150(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
共和国富８（Ⅲ－１－４８－３７０）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 岩内郡共和町国富（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 151(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
倶知安琴平２（Ⅰ－１－４１５－９５２）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡倶知安町字琴平（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 152(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
倶知安琴平４（Ⅰ－１－４１６－９５３）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡倶知安町字琴平（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 153(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
倶知安比羅夫（Ⅱ－１－１７７－７３０）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡倶知安町字比羅夫（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 154(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
倶知安琴平１（Ⅱ－１－１７８－７３１）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡倶知安町字琴平（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 155(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 倶知安樺山（Ⅲ－１－51－373） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡倶知安町字樺山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 156(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 倶知安岩尾別（Ⅲ－１－52－374） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡倶知安町字岩尾別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 157(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 倶知安高砂（Ⅲ－１－53－375） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡倶知安町字高砂（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 158(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 倶知安旭１（Ⅲ－１－54－376） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡倶知安町字旭（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 159(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	倶知安琴平３（Ⅲ－１－56－378） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡倶知安町字琴平（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 160(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 倶知安旭２（Ⅲ－１－55－377） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡倶知安町字旭（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 161(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大沢１号川（Ⅰ－15－0050） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡倶知安町字樺山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 162(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 倶登山右１号川（Ⅱ－15－0080） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡倶知安町字旭（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 163(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 倶登山旭の沢川（Ⅲ－15－003） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡倶知安町字旭（次の図のとおり）
---	---

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 164(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 尻別 4 号川（Ⅰ－15－0550） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡倶知安町字豊岡、字高嶺（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 165(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 学校の沢川（Ⅰ－15－0560） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡倶知安町字巽（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 166(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 倶知安山田 1（Ⅰ－1－413－950） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡倶知安町字山田（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 167(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 倶知安山田 2（Ⅰ－1－414－951） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡倶知安町字山田（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 168(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 尻別 2 号川（Ⅰ－15－0060） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡倶知安町字山田（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 169(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 冷水川（Ⅰ－15－0070） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡倶知安町字山田（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 170(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 森森川町 1（Ⅲ－2－77－458） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字森川町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 171(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 森上台町 1（Ⅲ－2－79－460） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字上台町、字本町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 172(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 森上台町 6（Ⅲ－2－81－462）
--	---

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字上台町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 173(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 森上台町3（Ⅲ－2－80－461） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字上台町、字鳥崎町、字本町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 174(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 森上台町6－(1)（Ⅲ－2－81－462－1） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字上台町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 175(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 森森川町2（Ⅱ－2－224－1007） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字森川町、字姫川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 176(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 森森川町3（Ⅱ－2－225－1008） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字森川町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 177(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 森上台町2（Ⅱ－2－228－1011） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字上台町、字本町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 178(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 森上台町4（Ⅱ－2－229－1012） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字上台町、字鳥崎町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 179(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 森石倉町4（Ⅱ－2－239－1022） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字石倉町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 180(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 森石倉町5（Ⅱ－2－240－1023） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字石倉町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
---	--

- 181(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
島牧千走（Ⅰ－１－４９２－１０２９）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
島牧郡島牧村字江ノ島、字賀老（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 182(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
島牧元町３（Ⅰ－１－４９６－１０３３）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
島牧郡島牧村字元町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 183(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
島牧原歌町１（Ⅰ－１－４９７－１０３４）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
島牧郡島牧村字元町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 184(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
島牧原歌町２（Ⅰ－１－４９８－１０３５）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
島牧郡島牧村字原歌町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 185(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
島牧原歌町３（Ⅱ－１－２２７－７８０）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 島牧郡島牧村字原歌町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 186(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
島牧原歌町４（Ⅰ－１－４９９－１０３６）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
島牧郡島牧村字原歌町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 187(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
島牧豊平（Ⅱ－１－２２６－７７９）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
島牧郡島牧村字豊平（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 188(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
元町神社の川（Ⅰ－１２－０７３０）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
島牧郡島牧村字元町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 189(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
中央バス横の川（Ⅰ－１２－０７５０）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
島牧郡島牧村字原歌町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 190(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 原歌川（Ⅱ－12－0760） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 島牧郡島牧村字原歌町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 191(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 積丹幌武意町 8（Ⅰ－1－321－858） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 積丹郡積丹町大字幌武意町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 192(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 積丹日司町 2（Ⅰ－1－326－863） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 積丹郡積丹町大字日司町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 193(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 積丹神岬町 3（Ⅰ－1－341－878） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 積丹郡積丹町大字神岬町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 194(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	積丹神岬町 4（Ⅰ－1－342－879） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 積丹郡積丹町大字神岬町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 195(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 積丹神岬町 6（Ⅰ－1－343－880） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 積丹郡積丹町大字神岬町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 196(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 積丹神岬町 7（Ⅱ－1－129－682） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 積丹郡積丹町大字神岬町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 197(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ゴロタ川（Ⅱ－13－0500） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 積丹郡積丹町大字西河町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 198(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 柁泊川（Ⅱ－13－0540） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 積丹郡積丹町大字神岬町（次の図のとおり）
---	--

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 199(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 砂川吉野 4 条南 8 丁目 (Ⅰ－0－331－331) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 砂川市吉野 4 条南 8 丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 200(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 砂川吉野 1 条北 2 丁目 (Ⅰ－0－332－332) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 砂川市吉野 1 条北 1 丁目、吉野 1 条北 2 丁目、吉野 2 条北 1 丁目、吉野 2 条北 2 丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 201(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 砂川吉野 1 条南 3 丁目 (Ⅱ－0－293－293) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 砂川市吉野 1 条南 3 丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 202(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 砂川宮城の沢 1 (Ⅱ－0－294－294) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 砂川市宮城の沢 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 203(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 砂川南吉野町 1 (Ⅱ－0－295－295) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 砂川市南吉野町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 204(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 砂川西 1 条北 15 丁目 (Ⅱ－0－296－296) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 砂川市西 1 条北 14 丁目、西 1 条北 15 丁目、西 2 条北 14 丁目、西 3 条北 15 丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 205(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 砂川西 4 条北 16 丁目 1 (Ⅱ－0－297－297) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 砂川市西 4 条北 16 丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 206(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 砂川吉野 4 条南 3 丁目 (Ⅲ－0－232－232) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 砂川市吉野 3 条南 3 丁目、吉野 4 条南 3 丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
---	--

- 207(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
砂川吉野2条北1丁目（Ⅲ－0－234－234）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
砂川市吉野2条北1丁目、吉野2条北2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 208(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
砂川南吉野町2（Ⅲ－0－235－235）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
砂川市南吉野町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 209(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
砂川北吉野町1（Ⅲ－0－236－236）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
砂川市北吉野町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 210(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
砂川北吉野町2（Ⅲ－0－237－237）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
砂川市北吉野町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 211(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
砂川北吉野町3（Ⅲ－0－238－238）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 砂川市北吉野町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 212(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
砂川晴見1条北5丁目（Ⅲ－0－239－239）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
砂川市晴見1条北5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 213(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
砂川西4条北16丁目2（Ⅲ－0－240－240）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
砂川市西2条北16丁目、西4条北16丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 214(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
砂川西4条北18丁目（Ⅲ－0－241－241）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
砂川市西4条北18丁目、西6条北16丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 215(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
南出の沢川（Ⅱ－05－0050）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
砂川市宮城の沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 216(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 田中の沢川（Ⅱ－05－0840） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 砂川市一の沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 217(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 右2の沢川（Ⅱ－05－0850） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 砂川市一の沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 218(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 宿村上の沢川（Ⅱ－05－0860） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 砂川市一の沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 219(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 千歳大和3丁目2（Ⅲ－0－162－162） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 千歳市大和3丁目、桂木1丁目、北信濃（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に	供する。） 北海道告示第258号 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により策定した北海道景観計画の一部を次のとおり変更する。 その図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課並びに各総合振興局及び振興局の建設管理部建設行政室建設指導課及び産業振興部建設指導課に備え置いて、一般の縦覧に供する。 令和3年3月30日 北海道知事 鈴木直道 1 変更箇所 別図 北海道景観計画区域図のとおり 2 変更日 令和3年4月1日 北海道告示第259号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和3年3月30日 北海道知事 鈴木直道 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 A重油（JIS 1種1号）（1リットル当たりの単価） 782,000リットル 2 落札を決定した日 令和3年3月4日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 札幌アポロ株式会社 (2) 住所 札幌市中央区南5条西10丁目1015番地 4 落札金額 60円00銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和3年1月15日付け北海道告示第27号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道出納局会計管理室調達課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目 道 病 院 事 業 管 理 規 程
--	--

北海道病院事業職員被服貸与規程及び北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。 令和3年3月30日 北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛 北海道病院事業管理規程第1号 北海道病院事業職員被服貸与規程及び北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規程の一部を改正する規程 (北海道病院事業職員被服貸与規程の一部改正) 第1条 北海道病院事業職員被服貸与規程(平成29年北海道病院事業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。 別記第1号様式中「㊤」を削る。 (北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規程の一部改正) 第2条 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規程(平成29年北海道病院事業管理規程第19号)の一部を次のように改正する。 第3条に次の1項を加える。 3 第1項の規定にかかわらず、同項の申請は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)により行うことができる。 第5条第2号イ中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改める。 第7条に次の1項を加える。 2 前項の規定にかかわらず、同項の届出は、電磁的記録により提出することができる。 第9条に次の1項を加える。 4 第1項の規定にかかわらず、同項の報告書は、電磁的記録により提出することができる。 別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「印」を削る。 附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。	第4条第2項第1号中「及び病院経営課」の次に「の課長補佐又は」を加え、「分掌する主幹」を「分掌する者」に改める。 第80条第2項を削る。 第107条第1項中「し、企業出納員に対しその支出金組入済通知書を送付」を削る。 第185条中「動産の取得、管理及び処分」の次に「(事業外資産を除却する場合を除く。)」を加える。 附 則 この規程は、令和3年3月30日から施行する。
北海道道立病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和3年3月30日 北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛 北海道病院事業管理規程第2号 北海道道立病院局財務規程の一部を改正する規程 北海道道立病院局財務規程(平成29年北海道病院事業管理規程第18号)の一部を次のように改正する。	道 立 緑 ケ 丘 病 院 告 示 北海道立緑ヶ丘病院告示第14号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和3年3月22日 北海道立緑ヶ丘病院長 東 端 憲 仁 - 落札等に係る特定役務の名称及び数量 北海道立緑ヶ丘病院庁舎清掃洗濯電話交換業務 一式 - 落札を決定した日 令和3年3月12日 - 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 東京美装北海道株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区北2条西4丁目1番地 - 落札金額 38,185,400円 - 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 - 一般競争入札の公告 令和3年1月29日付け北海道立緑ヶ丘病院告示第1号 - 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立緑ヶ丘病院総務課 (2) 所在地 北海道河東郡音更町緑が丘1番地 道 議 会 告 示 北海道議会告示第9号

昭和31年北海道議会告示第1号（北海道議会会議規則）の一部を次のように改正する。 令和3年3月30日 北海道議会議長 村 田 憲 俊 北海道議会会議規則の一部を改正する規則 北海道議会会議規則（昭和31年北海道議会告示第1号）の一部を次のように改正する。 第2条中「出産」の次に「、育児、介護」を加え、「事故」を「やむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。 第47条中「必要がある」の次に「と認める」を加え、同条に次の1項を加える。 2 委員会は、その審査又は調査中の案件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。 第63条の見出し中「取消」を「取消し又は訂正」に改め、同条中「取り消す」を「取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をする」に改め、同条に次のただし書を加える。 ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。 第70条ただし書を削る。 第94条の次に次の1条を加える。 （請願の紹介の取消し） 第94条の2 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。 2 前項の許可を求めようとするときは、文書により請求しなければならない。 第112条中「すべて」を「法又はこの規則に定めるもののほか、」に改める。 第122条中「印刷して、」を削る。 第123条中「取消を」を「取消しを」に、「発言の取消」を「発言の取消し又は訂正」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	令和3年3月30日 北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚 1(1) 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 <table><tr><td>ア</td><td>P P C用紙A 4判（札幌市北部地区）（1箱当たりの単価）</td><td>3,366箱</td></tr><tr><td>イ</td><td>P P C用紙A 4判（札幌市中央地区）（1箱当たりの単価）</td><td>3,806箱</td></tr><tr><td>ウ</td><td>P P C用紙A 4判（札幌市西部地区）（1箱当たりの単価）</td><td>2,980箱</td></tr><tr><td>エ</td><td>P P C用紙A 4判（札幌市東部地区）（1箱当たりの単価）</td><td>4,242箱</td></tr><tr><td>オ</td><td>P P C用紙A 4判（江別石狩当別地区）（1箱当たりの単価）</td><td>2,417箱</td></tr><tr><td>カ</td><td>P P C用紙A 4判（北広島恵庭千歳地区）（1箱当たりの単価）</td><td>2,950箱</td></tr><tr><td>キ</td><td>P P C用紙B 4判（札幌市A地区）（1箱当たりの単価）</td><td>2,260箱</td></tr><tr><td>ク</td><td>P P C用紙B 4判（札幌市B地区）（1箱当たりの単価）</td><td>2,100箱</td></tr><tr><td>ケ</td><td>P P C用紙B 4判（石狩地区）（1箱当たりの単価）</td><td>1,619箱</td></tr><tr><td>コ</td><td>P P C用紙A 3判（全域）（1箱当たりの単価）</td><td>2,288箱</td></tr><tr><td>サ</td><td>P P C用紙B 5判（全域）（1箱当たりの単価）</td><td>1,397箱</td></tr><tr><td>シ</td><td>更紙A 4判（全域）（1箱当たりの単価）</td><td>548箱</td></tr></table> (2) 落札を決定した日 令和3年2月26日 (3) 落札者の氏名及び住所 ア 1の(1)のア、オ、ケ及びシ (ア) 住 所 愛媛県四国中央市三島宮川1丁目11－7 (イ) 氏 名 森川株式会社 イ 1の(1)のイからエまで及びコ (ア) 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地 (イ) 氏 名 大丸株式会社 ウ 1の(1)のカ、ク及びサ (ア) 住 所 札幌市豊平区月寒東4条9丁目5番11号 (イ) 氏 名 株式会社エム・マツバラ エ 1の(1)のキ (ア) 住 所 札幌市東区北12条東1丁目2－3 (イ) 氏 名 株式会社エムケ中田商会 (4) 落札金額 ア 1,500円 イ 1,460円 ウ 1,460円 エ 1,460円	ア	P P C用紙A 4判（札幌市北部地区）（1箱当たりの単価）	3,366箱	イ	P P C用紙A 4判（札幌市中央地区）（1箱当たりの単価）	3,806箱	ウ	P P C用紙A 4判（札幌市西部地区）（1箱当たりの単価）	2,980箱	エ	P P C用紙A 4判（札幌市東部地区）（1箱当たりの単価）	4,242箱	オ	P P C用紙A 4判（江別石狩当別地区）（1箱当たりの単価）	2,417箱	カ	P P C用紙A 4判（北広島恵庭千歳地区）（1箱当たりの単価）	2,950箱	キ	P P C用紙B 4判（札幌市A地区）（1箱当たりの単価）	2,260箱	ク	P P C用紙B 4判（札幌市B地区）（1箱当たりの単価）	2,100箱	ケ	P P C用紙B 4判（石狩地区）（1箱当たりの単価）	1,619箱	コ	P P C用紙A 3判（全域）（1箱当たりの単価）	2,288箱	サ	P P C用紙B 5判（全域）（1箱当たりの単価）	1,397箱	シ	更紙A 4判（全域）（1箱当たりの単価）	548箱
ア	P P C用紙A 4判（札幌市北部地区）（1箱当たりの単価）	3,366箱																																			
イ	P P C用紙A 4判（札幌市中央地区）（1箱当たりの単価）	3,806箱																																			
ウ	P P C用紙A 4判（札幌市西部地区）（1箱当たりの単価）	2,980箱																																			
エ	P P C用紙A 4判（札幌市東部地区）（1箱当たりの単価）	4,242箱																																			
オ	P P C用紙A 4判（江別石狩当別地区）（1箱当たりの単価）	2,417箱																																			
カ	P P C用紙A 4判（北広島恵庭千歳地区）（1箱当たりの単価）	2,950箱																																			
キ	P P C用紙B 4判（札幌市A地区）（1箱当たりの単価）	2,260箱																																			
ク	P P C用紙B 4判（札幌市B地区）（1箱当たりの単価）	2,100箱																																			
ケ	P P C用紙B 4判（石狩地区）（1箱当たりの単価）	1,619箱																																			
コ	P P C用紙A 3判（全域）（1箱当たりの単価）	2,288箱																																			
サ	P P C用紙B 5判（全域）（1箱当たりの単価）	1,397箱																																			
シ	更紙A 4判（全域）（1箱当たりの単価）	548箱																																			
道 教 育 庁 教 育 局 告 示																																					
北海道教育庁石狩教育局告示第46号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定し、及び随意契約の相手方を決定した。																																					

- オ 1,540円
カ 1,550円
キ 2,270円
ク 2,280円
ケ 2,260円
コ 1,760円
サ 1,190円
シ 3,276円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (6) 一般競争入札の公告
令和3年1月15日付け北海道教育庁石狩教育局告示第4号
- 2(1) 随意契約に係る物品等の名称及び調達予定数量
更紙B4判（全域）（1箱当たりの単価） 469箱
- (2) 随意契約の相手方を決定した日
令和3年2月26日
- (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
ア 住 所 愛媛県四国中央市三島宮川1丁目11-7
イ 氏 名 森川株式会社
- (4) 随意契約に係る契約金額
4,698円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- (6) 随意契約による理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁石狩教育局告示第47号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

- 令和3年3月30日
- 北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚
- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
- (1) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給

- を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
- (2) 調達台数及び調達予定枚数
33台及び1月当たり 335,200枚
- 2 随意契約の相手方を決定した日
令和3年3月8日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏 名 富士ゼロックス北海道株式会社
- (2) 住 所 札幌市中央区大通西6丁目1番地
- 4 随意契約に係る契約金額
- (1) 基本料金 33,990円
- (2) 1枚当たりの複写料金 14円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約による理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁石狩教育局告示第48号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

- 令和3年3月30日
- 北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚
- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
- | | |
|--------------------------|-------------|
| (1) 灯油（A地区）（1リットル当たりの単価） | 102,900リットル |
| (2) 灯油（B地区）（1リットル当たりの単価） | 118,500リットル |
| (3) 灯油（C地区）（1リットル当たりの単価） | 154,900リットル |
| (4) 灯油（D地区）（1リットル当たりの単価） | 153,400リットル |
| (5) 灯油（E地区）（1リットル当たりの単価） | 86,300リットル |
| (6) 灯油（F地区）（1リットル当たりの単価） | 94,900リットル |
| (7) 灯油（G地区）（1リットル当たりの単価） | 57,200リットル |
- 2 落札を決定した日
令和3年3月12日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 ミナミ石油株式会社

(2) 住 所 札幌市北区篠路7条1丁目4番1号

4 落札金額

- (1) 67円39銭
- (2) 67円39銭
- (3) 67円39銭
- (4) 67円39銭
- (5) 67円39銭
- (6) 67円39銭
- (7) 67円39銭

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和3年1月26日付け北海道教育庁石狩教育局告示第6号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁後志教育局告示第29号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年3月30日

北海道教育庁後志教育局長 中 澤 美 明

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

- (1) A重油その1（余市養護学校納入分）（1リットル当たりの単価） 95,000リットル
- (2) A重油その2（小樽水産高校納入分）（1リットル当たりの単価） 76,000リットル
- (3) A重油その3（高等聾学校納入分）（1リットル当たりの単価） 162,000リットル
- (4) A重油その4（小樽高等支援学校納入分）（1リットル当たりの単価） 113,000リットル

2 落札を決定した日

令和3年3月8日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)
ア 氏 名 ミナミ石油株式会社

イ 住 所 札幌市北区篠路7条1丁目4番1号

(2) 1の(2)

ア 氏 名 高橋燃料商事株式会社

イ 住 所 小樽市稲穂2丁目7番18号

(3) 1の(3)

ア 氏 名 北海道中央食糧株式会社

イ 住 所 札幌市東区北8条東2丁目1番25号

(4) 1の(4)

ア 氏 名 茂田石油株式会社

イ 住 所 旭川市住吉4条2丁目8番13号

4 落札金額

- (1) 66円89銭
- (2) 64円80銭
- (3) 62円50銭
- (4) 63円60銭

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和3年2月5日付け北海道教育庁後志教育局告示第4号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

北海道教育庁胆振教育局告示第28号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第327号）の適用を受ける。

令和3年3月30日

北海道教育庁胆振教育局長 山 上 和 弘

1 資格及び調達をする特定役務の種類

令和2年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第4号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 令和3年3月30日に一般競争入札の公告を行うスクールバス運行委託業務契約
- (2) 資 格 スクールバス運行委託業務契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 特 定 役 務 の 種 類 陸上運送サービス
- 2 資 格 要 件
- 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。
- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロ（一般貸切旅客自動車運送事業）に該当する種別について同法第4条（一般旅客自動車運送事業）の許可を現に受けている者であること及び許可を受けている営業区域が北海道運輸局室蘭陸運支局の管轄区域内であること。
- (2) 道路運送法第9条の2第1項の規定による旅客の運賃及び料金を定め、地方運輸局長へ届け出ている者であること。
- 3 資格要件の特例
- 平成16年北海道告示第447号の2による。
- 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法
- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和3年3月30日（火）から同年4月5日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（最終日のみ午前11時まで）の間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
- なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
- 平成16年北海道告示第447号の3の(1)及び(2)、4の(1)並びに5の(1)及び(2)による。
- 6 資格に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階

(3) 電 話 番 号 0143-24-9889

北海道教育庁胆振教育局告示第29号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年3月30日

北海道教育庁胆振教育局長 山 上 和 弘

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び調達予定数量

ア 北海道室蘭養護スクールバス運行委託業務

- (ア) 室蘭コースA 1日2運行（1日当たりの単価） 95日
- (イ) 室蘭コースB 1日3運行（1日当たりの単価） 111日
- (ウ) 登別コースA 1日2運行（1日当たりの単価） 95日
- (エ) 登別コースB 1日3運行（1日当たりの単価） 111日
- (オ) 伊達コースA 1日2運行（1日当たりの単価） 95日
- (カ) 伊達コースB 1日3運行（1日当たりの単価） 111日

イ 北海道苫小牧支援学校スクールバス運行委託業務

- (ア) 東便A（登校・下校） 1日2運行（1日当たりの単価） 195日
- (イ) 東便A（中送り） 1日1運行（1日当たりの単価） 195日
- (ウ) 東便B 1日2運行（1日当たりの単価） 6日
- (エ) 中央便A 1日2運行（1日当たりの単価） 195日
- (オ) 中央便B 1日2運行（1日当たりの単価） 6日
- (カ) 西便A（登校・中送り・下校（月曜日及び火曜日）） 1日3運行（1日当たりの単価） 77日
- (キ) 西便A（登校・中送り（水曜日から金曜日まで）） 1日2運行（1日当たりの単価） 118日
- (ク) 西便A（下校（水曜日から金曜日まで）） 1日1運行 118日
- (ケ) 西便B 1日2運行（1日当たりの単価） 6日

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間

ア (1)のア

契約締結日から令和4年3月31日まで

イ (1)のイ

契約締結日から令和6年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 履 行 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

北海道教育庁胆振教育局告示第28号に規定するスクールバス運行委託業務に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階胆振教育局会議室（郵送による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時 令和3年4月6日（火）午前10時（送付による場合は、同月5日（月）午後1時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

なお、入札書には積算内訳書を添付することとし、開札後、当該積算内訳書を審査し、地方運輸局長へ届け出た運賃・料金をもとに積算された入札金額（単価）であることの確

認を行う。この場合において、当該積算内訳書に不備等がある場合は、当該積算内訳書に係る入札を無効とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階

(3) 電 話 番 号 0143-24-9889

10 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

- a School Bus Subcontracting Service (Muroran course) twice/day 95 days
- b School Bus Subcontracting Service (Muroran course) three times/day 111 days
- c School Bus Subcontracting Service (Noboribetsu course) twice/day 95 days
- d School Bus Subcontracting Service (Noboribetsu course) three times/day 111 days
- e School Bus Subcontracting Service (Date course) twice/day 95 days
- f School Bus Subcontracting Service (Date course) three times/day 111 days
- g Increased Number of School Bus Subcontracting Service (Muroran course) twice/day 206 days
- h School Bus Subcontracting Service (West course) twice/day 195 days
- i School Bus Subcontracting Service (West course) three times/day 6 days
- j School Bus Subcontracting Service (Central course) twice/day 195 days
- k School Bus Subcontracting Service (Central course) three times/day 6 days
- l School Bus Subcontracting Service (East course) twice/day 195 days
- m School Bus Subcontracting Service (East course) three times/day 6 days

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 6, 2021

(If mailed, bids must arrive no later than 1 : 00 P.M., April 5, 2021)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 1-chome 1-4, Kaigan-cho, Muroran Hokkaido 051-8558 Japan

Phone : 0143-24-9889

北海道教育庁渡島教育局告示第45号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年3月30日

北海道教育庁渡島教育局長 谷 垣 朗

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

(1) A重油その1（渡島西部地区）（1リットル当たりの単価）	63,000リットル
(2) A重油その2（渡島北部地区）（1リットル当たりの単価）	111,000リットル
(3) A重油その3（七飯町地区）（1リットル当たりの単価）	154,000リットル
(4) A重油その4（北斗市地区）（1リットル当たりの単価）	226,000リットル
(5) A重油その5（函館市1地区）（1リットル当たりの単価）	212,000リットル
(6) A重油その6（函館市2地区）（1リットル当たりの単価）	170,000リットル
(7) A重油その7（函館市3地区）（1リットル当たりの単価）	138,000リットル

2 落札を決定した日

令和3年3月10日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)

ア 氏 名 北海道エネルギー株式会社
イ 住 所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地

(2) 1の(2)

ア 氏 名 株式会社アサイ石油商事
イ 住 所 茅部郡森町字新川町216番地の10

(3) 1の(3)から(7)まで

ア 氏 名 道南石油株式会社
イ 住 所 函館市大町9番20号

4 落札金額

- (1) 83.00円
- (2) 67.00円
- (3) 64.50円
- (4) 63.50円
- (5) 63.50円
- (6) 63.50円
- (7) 65.00円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和3年1月26日付け北海道教育庁渡島教育局告示第4号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁上川教育局告示第35号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年3月30日

北海道教育庁上川教育局長 河 野 秀 平

1 落札に係る物品等の名称及び数量

上川管内道立学校で使用する電力

- (1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 1月当たり2,043kW
- (2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 年間合計4,933,556kWh

2 落札を決定した日

令和3年2月1日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社ホープ
- (2) 住 所 福岡県福岡市中央区薬院1-14-5MG薬院ビル

4 落札金額

- (1) 700円00銭
- (2) 17円00銭

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和2年12月22日付け北海道教育庁上川教育局告示第77号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道教育庁上川教育局告示第36号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年3月30日

北海道教育庁上川教育局長 河 野 秀 平

1 落札に係る物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ（上川B地区） 一式 9台分

- 2 落札を決定した日
令和3年1月20日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社サイトー
(2) 住 所 旭川市神楽岡14条7丁目1番22号
- 4 落札金額
2,486,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和2年12月22日付け北海道教育庁上川教育局告示第75号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道教育庁上川教育局告示第37号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。
令和3年3月30日

北海道教育庁上川教育局長 河 野 秀 平

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 一式 11台分
- 2 随意契約の相手方を決定した日
令和3年2月1日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社サイトー
(2) 住 所 旭川市神楽岡14条7丁目1-22
- 4 随意契約に係る金額
2,613,600円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

道 監 査 委 員 訓 令

北海道監査委員訓令第2号

北海道監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和3年3月30日

北海道監査委員 富 原 亮
北海道監査委員 北 口 雄 幸
北海道監査委員 深 瀬 聡
北海道監査委員 佐 藤 敏

北海道監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令
北海道監査委員事務局職員服務規程（昭和43年北海道監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

（表 面）

No. _____	身 分 証 明 書
写 真 (縦3センチメートル 横2.5センチメートル)	ふりがな 氏名
	年 月 日生
	上記の者は、北海道監査委員事務局職員であることを証明します。
	年 月 日
	北 海 道 監 査 委 員 団

（裏 面）

所 属 ・ 職 異 動 記 載 欄	
(1) 交付年月日 所属 職 交付責任者	(2) 異動年月日 所属 職 書換え責任者
(3) 異動年月日 所属 職 書換え責任者	(4) 異動年月日 所属 職 書換え責任者

縦 6センチメートル 横 9センチメートル

別記第3号様式を次のように改める。

身分証明書（職員バッジ）再交付願

年 月 日

北海道監査委員事務局長 様

所 属
職 名
氏 名

身分証明書（職員バッジ）を亡失（損傷）したので再交付してください。

亡失（損傷）の年月日	
亡 失 の 場 所	
亡失（損傷）の事情	

注1 損傷の場合にあっては、損傷した身分証明書（職員バッジ）を添付すること。
2 亡失（損傷）の事情は詳細に記入すること。

附 則

- 1 この訓令は、令和3年3月30日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の北海道監査委員事務局職員服務規程別記第1号様式及び別記第3号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この訓令による改正後の北海道監査委員事務局職員服務規程別記第1号様式及び別記第3号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。
- 3 この訓令による改正前の北海道監査委員事務局職員服務規程第4条及び別記第1号様式の規定に基づき交付された身分証明書は、この訓令による改正後の北海道監査委員事務局職員服務規程第4条及び別記第1号様式の規定に基づき交付された身分証明書とみなす。

北海道監査委員訓令第3号

北海道監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

北海道監査委員 富 原 亮

北海道監査委員 北 口 雄 幸

北海道監査委員 深 瀬 聡

北海道監査委員 佐 藤 敏

北海道監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道監査委員事務局文書管理規程（昭和43年北海道監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「文書副主任」の次に「の指名」を加え、同条第2項中「補助させるため」の次に「必要があるときは」を加え、「置く」を「置くことができる」に改め、同条第

3項中「は、総括監査課主査の職にある者をもって宛てる」を「及び文書副主任は、総括監査課長が指名する」に改め、同条第4項を削る。

第15条を次のように改める。

（公印の押印）

第15条 施行文書のうち送付を要するものであって次に掲げるもの以外のものについては、公印を押さないものとする。

- (1) 法令の規定により公印を押さなければならないもの
- (2) 監査委員がその権限を行使するため施行するもの
- (3) 不服申立てに関するもの
- (4) その他公印を押さざるを得ない特別な事情があると認められるもの

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第5号様式を次のように改める。

別記第5号様式（第12条関係）

報 告 書

分類記号	保存期間

回付番号	報告年月日	取 扱 方 法	文書番号

報告者

次のとおり報告する。

標 題

情報公開用標題

趣 旨

報告先

（日本産業規格 A4）

附 則

この訓令は、令和3年3月30日から施行する。

道 監 査 委 員 告 示

北海道監査委員告示第1号

北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

北海道監査委員 富原 亮
北海道監査委員 北口 雄幸
北海道監査委員 深瀬 聡
北海道監査委員 佐藤 敏

北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程
北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程（平成8年北海道監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項総括監査課の第9号中「指定金融機関」を「出納取扱金融機関等」に改め、監査第四課の事項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 内部統制評価報告書の審査に関すること。

別表第2（第9条関係）の代表課長専決事項の1中「臨時的任用職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

北海道監査委員告示第2号

北海道情報公開条例の施行に関する北海道監査委員規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

北海道監査委員 富原 亮
北海道監査委員 北口 雄幸
北海道監査委員 深瀬 聡
北海道監査委員 佐藤 敏

北海道情報公開条例の施行に関する北海道監査委員規程の一部を改正する規程
北海道情報公開条例の施行に関する北海道監査委員規程（平成10年北海道監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第13号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規程は、令和3年3月30日から施行する。

北海道監査委員告示第3号

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する北海道監査委員規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

北海道監査委員 富原 亮
北海道監査委員 北口 雄幸
北海道監査委員 深瀬 聡
北海道監査委員 佐藤 敏

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する北海道監査委員規程の一部を改正する規程

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する北海道監査委員規程（平成20年北海道監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

条例名	手続等の根拠規定	を
北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）	第13条本文	

条例名	手続等の根拠規定	に改める。
北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）	第13条本文	
北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）	第15条第1項、第29条第1項及び第2項並びに第36条第1項	

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

北海道監査委員告示第4号

北海道監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

北海道監査委員 富原 亮
北海道監査委員 北口 雄幸
北海道監査委員 深瀬 聡
北海道監査委員 佐藤 敏

北海道監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程
北海道監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程（平成6年北海道監査委員告示第

2号)の一部を次のように改正する。 別記第1号様式から別記第24号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。 附 則 この規程は、令和3年3月30日から施行する。	
道 公 安 委 員 会 規 則	
道路交通法施行細則及び道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年3月30日 北海道公安委員会委員長 小 林 ヒサヨ 北海道公安委員会規則第5号 道路交通法施行細則及び道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則 (道路交通法施行細則の一部改正) 第1条 道路交通法施行細則(昭和47年北海道公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。 第3条の2第1項第1号中「本線車道を除く。」の次に「第2号において同じ。」を加え、同項第2号を次のように改める。 (2) 最高速度の規制の対象から除く車両 ア 緊急自動車(高速自動車国道の本線車道にあっては、100キロメートル毎時を超える場合を除く。) イ 専ら交通の取締りに従事する自動車(高速自動車国道の本線車道にあっては100キロメートル毎時、その他の道路にあっては60キロメートル毎時を超える場合を除く。) 第3条の2第1項第5号中「(法第45条第1項各号を除く。)」を削る。 第28条中「法第75条の3の」を削り、「高速自動車国道等(」の次に「高速自動車国道(」を加え、「及び次表の左欄に掲げる路線名の一般国道のうち同表の右欄に掲げる自動車専用道路である部分を除く」を「を除く。)」及び法第110条第1項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路をいう」に、「十勝機動警察隊高速道路交通警察隊長」を「十勝機動警察隊長」に改め、同条の表を削る。 「 当該自動車の出発地を管轄する警察署。ただし、警察本部の所在地を包括する方面の高速自動車国 「 当該自動車の出発地を管轄する警察署。ただし、警察本部の所在地を包括	別表1中 道等に係るものについては北海道警察本部交通部高速道路交通警察隊、函館方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察函館方面本部交通課高速道路交通警察隊、旭川方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察旭川方面本部交通課高速道路交通警察隊、釧路方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊、北見方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察北見方面本部交通課 を 「 住所地を管轄する警察署。ただし、警察本部の所在地を包括する方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察本部交通部高速道路交通警察隊、函館方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察函館方面本部交通課高速道路交通警察隊、旭川方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察旭川方面本部交通課高速道路交通警察隊、釧路方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊高速道路交通警察隊、北見方面の高速自動車国道等に係 を 「 住所地を管轄する警察署。ただし、警察本部の所在地を包括する方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察本部交通部高速道路交通警察隊、函館方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察函館方面本部交通課、旭川方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察旭川方面本部交通課、釧路方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊、北見方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察北見方 に、

るものについては北海道
警察北見方面本部交通課

面本部交通課

別表4中

一般国道5号

余市郡余市町黒川町7丁目22番から小樽市若松2丁目116番まで

を

一般国道5号

余市郡余市町黒川町7丁目22番から小樽市若松2丁目116番まで

一般国道5号

余市郡余市町黒川町9丁目4番4から余市郡余市町黒川町7丁目22番まで

に、

一般国道232号

天塩郡天塩町字下サロベツ2392番1から留萌市元川町1丁目17番1まで

を

一般国道232号

天塩郡天塩町字下サロベツ2392番1から留萌市元川町1丁目17番1まで

一般国道232号

天塩郡天塩町字下サロベツ2453番1から天塩郡天塩町字下サロベツ2392番1まで

一般国道232号

天塩郡天塩町字下サロベツ2453番1から天塩郡幌延町字幌延888番8まで

に、

一般国道278号

函館市桔梗町435番85地先から函館市赤川町199番4地先まで

を

一般国道278号

函館市桔梗町435番85地先から函館市赤川町199番4地先まで

一般国道278号

函館市赤川町184番1地先から函館市上湯川町308番22地先まで

に、

町道 西当北4線

中川郡幕別町忠類共栄8番地7から中川郡幕別町忠類協徳13番地2まで

を

町道 西当北4線

中川郡幕別町忠類共栄8番地7から中川郡幕別町忠類協徳13番地2まで

町道 中斜里東1線道路

斜里郡斜里町字川上から斜里郡斜里町字中里21番地まで

に改める。

別記様式第2号(裏)及び別記様式第2号の2(裏)中「第44条及び同法」を「第44条第1項各号及び」に、「掲出」を「(表)面を掲出」に改め、同様式中注の事項を削る。

別記様式第3号及び別記様式第3号の2を次のように改める。

別記様式第3号(第3条の2関係)

☐ 新規(期限切れ) ☐ 再交付 ☐ 更新 ☐ 記載事項変更()

通行・駐車禁止等除外指定車標章交付申請書

年 月 日

公安委員会 殿

申請者 住所

氏 名

電話番号

標章種別及び
申請事由

1 通行禁止除外指定車

☐ 通常郵便物、電報の集配等

☐ 一般廃棄物の収集

☐ 道路(附属物)、信号機、道路標識等の建設又は維持管理

2 駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車

☐ 通常郵便物、電報の集配等

☐ 一般廃棄物の収集

☐ 道路(附属物)、信号機、パーキング・チケット発給設備、道路標識等の建設又は維持管理

☐ 電気、ガス、水道、電気通信及び鉄道の故障等による緊急修復

		☐ 医師による緊急往診 ☐ 報道機関の緊急取材 ☐ 放置車両の確認及び標章の取付け ☐ 裁判所（執行官）の強制執行等 ☐ 狂犬病予防法に基づく犬の捕獲 ☐ 保護観察所（社会復帰調整官）による緊急用務 ☐ 患者輸送車、車いす移動車	
標章の使用者 （主たる営業所）		所在地 名 称	
車 両 番 号			
備 考		本 部 受 付	警 察 署 受 付
旧 標 章	標 章 番 号		
	有 効 期 限	年 月 日	
新 標 章	標 章 番 号		
	発 行 日	年 月 日	

注1 申請者が法人であるときは、住所欄には所在地、氏名欄には名称及び代表者名を記入すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第3号の2（第3条の2関係）

☐ 新規（期限切れ） ☐ 再交付 ☐ 更 新 ☐ 記載事項変更（ ）

駐車禁止等除外指定車標章交付申請書（歩行困難者用）	
年 月 日	
公 安 委 員 会 殿	
申 請 者 住 所 _____	
氏 名 _____	
電話番号 _____	
住 所	
氏 名	

標章の使用者 （歩行困難者用）	生 年 月 日	年 月 日	運 転 免 許	有 ・ 無
	電 話 番 号	自 宅 - - 携 帯 - -		
		勤務先 - - （名称： ）		
	手帳の種別及び記載内容について記入してください。			
	☐ 身体障害者手帳		手帳番号	第 号
	手帳に記載のある障害名に☑をし、個別の等級が分かるときはそれぞれの等級を記入してください。 ☐ 視 覚（ 級） ☐ 聴 覚（ 級） ☐ 平衡機能（ 級） ☐ 上 肢（ 級） ☐ 下 肢（ 級） ☐ 体 幹（ 級） ☐ 運動機能・上肢（ 級） ☐ 運動機能・移動（ 級） ☐ 心 臓（ 級） ☐ じん臓（ 級） ☐ 呼 吸 器（ 級） ☐ ぼうこう又は直腸（ 級） ☐ 小 腸（ 級） ☐ 免 疫（ 級） ☐ 肝 臓（ 級）			
			身体障害者等級表による級別	級
☐ 療育手帳（療育A）		手帳番号	第 号	
☐ 精神障害者保健福祉手帳（1級）		手帳番号	第 号	
☐ 戦傷病者手帳（ ・ 項）		手帳番号	第 号	
☐ 小児慢性特定疾患児手帳 （色素性乾皮症）		手帳番号	第 号	

備 考

本 部 受 付

警 察 署 受 付

旧 標 章	標 章 番 号	
	有 効 期 限	年 月 日
新 標 章	標 章 番 号	
	発 行 日	年 月 日

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第4号、別記様式第7号、別記様式第9号、別記様式第11号から別記様式第12号の2まで、別記様式第12号の4から別記様式第15号まで、別記様式第19号及び別記様式第20号中「㊤」を削る。

別記様式第22号の3及び別記様式第22号の4中「用紙の大きさは、日本工業規格A列4番」を「規格は、A列4番縦長」に改める。

別記様式第23号中「㊤」及び「㊦」を削り、同様式中注2の事項を削り、注3の事項を注2の事項とする。

別記様式第23号の3中「㊤」を削る。

別記様式第23号の4中「」を削る。
別記様式第27号の2中「用紙の大きさは」を「規格は、」に改める。
別記様式第27号の3及び別記様式第27号の4中「」を削る。
別記様式第27号の5中

「

	性 別	男 ・ 女
--	-----	-------

を

--	--

に改める。」

(道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部改正)

第2条 道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第64条中「運転免許主管課長」を「主管課長」に改める。

別記様式第1号中「収入証紙ちょう付欄」を「収入証紙貼付欄」に改める。

別記様式第4号中「収入証紙ちょう付欄」を「収入証紙貼付欄」に改める。

別記様式第6号中「」を削り、「収入証紙ちょう付欄」を「収入証紙貼付欄」に改める。

別記様式第8号の3中「収入証紙ちょう付欄」を「収入証紙貼付欄」に改める。

別記様式第9号中「収入証紙ちょう付欄」を「収入証紙貼付欄」に、「用紙の大きさは、日本工業規格」を「規格は、」に改める。

別記様式第10号の4中「用紙の大きさは、日本工業規格」を「規格は、」に改める。

別記様式第10号の5及び別記様式第10号の6中
「

収入証紙 ちょう付欄

を
「

収入証紙貼付欄

」に改める。」

別記様式第10号の8中「」を削り、

収入証紙 ちょう付欄	を	収入証紙貼付欄
---------------	---	---------

に改める。

別記様式第10号の9中「用紙の大きさは、日本工業規格」を「規格は、」に改める。

別記様式第10号の10及び別記様式第10号の11中
「

収入証紙 ちょう付欄

を
「

収入証紙貼付欄

」に改める。」

別記様式第18号中「」を削り、「届け出します」を「届け出ます」に改める。

別記様式第19号中「」を削る。

別記様式第21号及び別記様式第26号中「用紙の大きさは、日本工業規格」を「規格は、」に改める。

別記様式第27号及び別記様式第29号中「印」を削り、「用紙の大きさは、日本工業規格」を「規格は、」に改める。

別記様式第30号中「印」を削る。

別記様式第31号から別記様式第32号までの規定中「用紙の大きさは、日本工業規格」を「規格は、」に改める。

別記様式第34号及び別記様式第35号中「印」を削り、「用紙の大きさは、日本工業規格」を「規格は、」に改める。

別記様式第36号中「印」を削る。

別記様式第36号の2中「印」を削り、

(初心運転者講習実施規程の一部改正)

第15条第1項中「ちょう付」を「貼付」に改める。

第19条第1項中「そえて」を「添えて」に改め、同条第2項中「の責任者は」を「の責任者にあつては」に改める。

第19条の2第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別記様式第2号中「印」を削る。

別記様式第3号中

に改める。

別記様式第4号中「

生年月日	性別
------	----

」を「

生年月日

」に、

_____を_____に改める。

別記様式第6号中

証紙を証紙貼付欄に改める。

別記様式第7号中

[illegible]

を

に、

「**終了証書番号**」を「**終了証明書番号**」に改める。

別記様式第8号中「印」を削る。

別記様式第9号中「印」を削り、

住	所	性 別

住	所

を

に改める。

別記様式第12号中「印」を削る。

(安全運転管理者等講習実施規程の一部改正)

第4条 安全運転管理者等講習実施規程（平成5年北海道警察本部告示第4号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第5号様式中「㊦」を削る。

(原付講習実施規程の一部改正)

第5条 原付講習実施規程（平成5年北海道警察本部告示第15号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊦」を削り、「用紙の大きさ」を「規格」に改める。

別記様式第2号中	生年月日	性 別	を	生年月日	に、「取
----------	------	--------	---	------	------

「
」

「
」

扱者印」を「取扱者名」に、

・	・	男・女
---	---	-----

を

・	・
---	---

」

に、同様式注1の事項中「用紙の大きさ」を「規格」に改め、同様式中注4の事項を削る。

別記様式第3号中「用紙の大きさ」を「規格」に改める。

別記様式第4号中「㊦」を削り、「用紙の大きさ」を「規格」に改める。

別記様式第5号及び別記様式第6号中「用紙の大きさ」を「規格」に改める。

(更新時講習実施規程の一部改正)

第6条 更新時講習実施規程（平成6年北海道警察本部告示第26号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「印」を削る。

別記第4号様式中	<table><tr><td colspan="2">一 般 運 転 者 講 習</td><td colspan="2">優 良 運 転 者 等 講 習</td><td></td></tr><tr><td>回 数</td><td>人 員</td><td>回 数</td><td>人 員</td><td>回</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	一 般 運 転 者 講 習		優 良 運 転 者 等 講 習			回 数	人 員	回 数	人 員	回					
一 般 運 転 者 講 習		優 良 運 転 者 等 講 習														
回 数	人 員	回 数	人 員	回												

計		「						
数	人 員	優良運転者講習		一般運転者講習		違反運転者講習		初回
		回 数	人 員	回 数	人 員	回 数	人 員	回

を

運転者講習		計	
数	人 員	回 数	人 員

に改める。

別記第5号様式中「印」を削る。

(特定任意講習実施規程の一部改正)

第7条 特定任意講習実施規程（平成6年北海道警察本部告示第46号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「ちょう付」を「貼付」に改める。

第11条第4号中「特定任意講習」を削る。

別記第1号様式中「印」を削り、「用紙の大きさは、日本工業規格」を「規格は、」に改める。

別記第2号様式中「用紙の大きさは、日本工業規格」を「規格は、」に改める。

別記第3号様式中「㊦」を削り、「用紙の大きさは、日本工業規格」を「規格は、」に

別記第4号様式中「用紙の大きさは、日本工業規格」を「規格は、」に改める。

別記第6号様式及び別記第7号様式中「用紙の大きさは、日本工業規格」を「規格は、」に改める。

第8条 違反者講習実施規程（平成10年北海道警察本部告示第87号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「ちょう付」を「貼付」に改める。

第19条第2項中「及び」を「又は」に改める。

[illegible]

別記様式第4号中

[illegible]

を

に改める。

[illegible]

別記様式第5号中

[illegible]

を

に改める。

収入証紙ちょう付欄

別記様式第12号中

収入証紙貼付欄

を

に改める。

[illegible]

別記様式第13号中

[illegible]

を

に改める。

別記様式第14号中「印」を削る。

(停止処分者講習実施規程の一部改正)

第9条 停止処分者講習実施規程（平成10年北海道警察本部告示第88号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「ちょう付」を「貼付」に改める。

第15条第1項中「引継ぐ」を「引き継ぐ」に改め、同項第2号中「執った」を「講じた」に改める。

別記様式第5号中「

免許証 受領印

」を「

免許証 受領者名

」に改める。

別記様式第6号の2中「㊤」を削る。

(高齢者講習実施規程の一部改正)

第10条 高齢者講習実施規程（平成10年北海道警察本部告示第89号）の一部を次のように改正する。

第7条中「入り口」を「入口」に改める。

第8条中「あてる」を「充てる」に改める。

第11条第1項中「ちょう付」を「貼付」に改める。

第13条第2項中「取扱者印を押印」を「取扱者名を記載」に改める。

第18条第2項中「及び」を「又は」に改める。

別記様式第3号中「

氏名	生年月日	性別
----	------	----

」を

「

氏名	生年月日
----	------

」に、「取扱者印」を「取扱者

名」に、「

	・ ・ (歳)	男・女
--	----------	-----

」を

「

	・ ・ (歳)
--	----------

」に改める。

別記様式第5号中「(名)」を削り、同様式中注2の事項を削り、注3の事項を注2の事項とする。

別記様式第6号中「名(名)」を「 名」に、

「

受講者氏名	性別
-------	----

」を「

受講者氏名

」に、

「

	男・女
--	-----

」を「

--

」に改め、同様式中注2の事項を削り、注3の事項を注2の事項とする。

別記様式第7号中「人(人)」を「 人」に、「

人

」を

「

人

」に改め、同様式中注2の事項を削り、注3の事項を注2の事項とする。

(特定任意高齢者講習等実施規程の一部改正)

第11条 特定任意高齢者講習等実施規程（平成14年北海道警察本部告示第99号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「取扱者印を押印」を「取扱者名を記載」に改める。

第24条第1項中「ちょう付」を「貼付」に改める。

第25条第2項中「取扱者印を押印」を「取扱者名を記載」に改める。

別記様式第2号中「

性別	講習予約受付日
----	---------

」を「

講習予約受付日

」

に、「取扱者印」を「取扱者名」に、「

男・女	・ ・
-----	-----

」を

「

・ ・

」に改める。

別記様式第4号中「(名) 名」を削り、同様式中注1の事項を削り、注2の事項を注の事項とする。

別記様式第5号中「名(名)」を「 名」に、

「

受講者氏名	性別
-------	----

」を「

受講者氏名

」に、

「

	男・女
--	-----

」を「

--

」に改め、同様式中注1の事項を削り、注2の事項を注の事項とする。

「

人

」

別記様式第6号中「人（人）」を「人」に、

人

を

人

に改め、同様式中注1の事項を削り、注2の事項を注の事項とする。

別記様式第10号中

年齢	性別
	男 女

を

年 齢

に改める。

別記様式第13号中

性 別	講習予約受付日
-----	---------

を

講習予約受付日

に、「取扱者印」を「取扱者名」に、

男・女	・	・
-----	---	---

を

・	・
---	---

に改める。

別記様式第15号中「（）名」を削り、同様式中注1の事項を削り、注2の事項を注の事項とする。

別記様式第16号中「名（名）」を「名」に、

受講者氏名	性 別
-------	-----

を

受講者氏名

に、

	男・女
--	-----

を

--

に改め、同様式

中注1の事項を削り、注2の事項を注の事項とする。

別記様式第17号中「名（名）」を「名」に改め、同様式中注1の事項を削り、注2の事項を注の事項とする。

（免許取得時講習実施規程の一部改正）

第12条 免許取得時講習実施規程（平成19年北海道警察本部告示第69号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「はり付けた」を「貼付した」に改める。

第11条第1項中「準中型講習終了証明書」を「準中型車講習終了証明書」に改める。

別記様式第1号中「

印

」を削る。

別記様式第2号中

氏	名	生年月日	性別
---	---	------	----

を

氏	名	生年月日
---	---	------

に、「取扱者印」を「取扱者名」に、

	・	・	男・女
--	---	---	-----

を

	・	・
--	---	---

に改める。

別記様式第3号中「収入証紙ちょう付欄」を「収入証紙貼付欄」に、「はり付ける」を「貼付する」に改める。

別記様式第5号中「

印

」を削る。

附 則

- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この規程の施行の際現に第1条の規定による改正前の道路交通法施行細則実施規程、第2条の規定による改正前の取消処分者講習実施規程、第3条の規定による改正前の初心運転者講習実施規程、第4条の規定による改正前の安全運転管理者等講習実施規程、第5条の規定による改正前の原付講習実施規程、第6条の規定による改正前の更新時講習実施規程、第7条の規定による改正前の特定任意講習実施規程、第8条の規定による改正前の違反者講習実施規程、第9条の規定による改正前の停止処分者講習実施規程、第10条の規定による改正前の高齢者講習実施規程、第11条の規定による改正前の特定任意高齢者講習等実施規程及び第12条の規定による改正前の免許取得時講習実施規程に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加え、当分の間これを使用することができる。